共に生き 共に創る
＝伊達市総合福祉計画＝

伊 達 市
次世代育成支援行動計画

地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくり

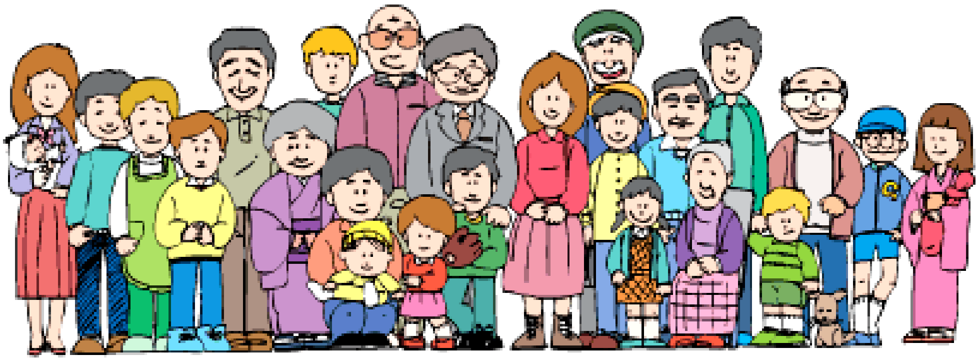

平成 22 年 3 月

福 島 県 伊 達 市

目　　　次

第1章　次世代育成支援行動計画の概要

1．行動計画策定の趣旨……………………………………………1
2．伊達市総合福祉計画について…………………………………6
3．行動計画の性格・位置づけ……………………………………7
4．行動計画の期間…………………………………………………7
5．行動計画の策定にあたって……………………………………8
　5－1．伊達市合併前の旧町計画について……………………8
　5－2．伊達市次世代育成支援行動計画の策定体制について……8
　5－3．地域懇談会の実施について……………………………9
　5－4．後期計画の策定について………………………………１０

第2章　伊達市の子どもと家庭をとりまく現状

1．人口構成…………………………………………………………１１
2．子ども人口………………………………………………………１３
3．世帯状況…………………………………………………………１６
4．就労状況…………………………………………………………２０
5．保育施設の状況…………………………………………………２２
6．小学校の状況……………………………………………………２４
7．中学校の状況……………………………………………………２５
8．身体･知的障がい児の状況……………………………………２６
9．民生委員児童委員の状況………………………………………２８
10．母子保健に関する事業の状況…………………………………２９

第3章　行動計画の基本的な考え方

1．基本理念…………………………………………………………３１
2．基本目標…………………………………………………………３２
3．施策の体系………………………………………………………３４

第4章　基本目標と施策の方向性

1．地域における子育て家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
2．親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
3．子どもを健やかに成長させるための教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
4．安心で快適な子育て環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
5．地域の特色を活かした次世代の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
6．地域内･地域間のネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

第5章　目標事業量

1．特定 14 事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
2．現在の実績事業量（特定 12 事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
3．伊達市目標事業量（特定 12 事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
4．その他、行動計画推進にあたっての目標事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

第6章　行動計画の推進に向けて

1．それぞれの役割・・６１
2．計画の推進体制・・６３

資　　料

1．伊達市総合福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
2．伊達市総合福祉計画策定児童分科会委員会名簿（前期計画）・・・・・・・・・・６６
3．伊達市次世代育成支援行動計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
4．伊達市総合福祉計画策定児童分科会委員会名簿（後期計画）・・・・・・・・・・６８
5．伊達市次世代育成支援後期行動計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
6．次世代育成支援対策推進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

第1章　次世代育成支援行動計画の概要

第1章 次世代育成支援行動計画の概要

1. 行動計画策定の趣旨

（1）全国における行動計画策定の動きから本計画策定までの経緯

わが国において「少子化」が、大きく一般的な社会問題となった時期は、平成 2 年の「1.57 ショック」といわれる頃からです。これは平成元年の合計特殊出生率が 1.57 と、ひのえうまの年である昭和 41 年の 1.58 を下回ったことを指しており、エンゼルプランの策定などの取り組みがスタートしたのがこの時期です。

以来、全国的な少子化の加速傾向はとどまらず「少子化対策」は、わが国が早急に取り組むべき重要課題となっています。

これまで「少子化」は、晩婚化、未婚化が主たる要因と考えられていましたが、近年には「夫婦の出生力自体の低下」が指摘されています。本計画の策定準備が全国的にスタートした平成 15 年当時の合計特殊出生率は 1.29、平成 17 年には 1.26 と過去最低を更新しました。人口も平成 16 年をピークとして減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなりました。平成 20 年の合計特殊出生率は、前年を 0.03 ポイント上回る 1.37 と 3 年連続で上昇し、出生数も対前年比 1 千人増の約 109 万 1 千人となっているものの、いずれも依然として低い水準にあります。

わが国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

※日本人人口に対する日本人のみの動態数による

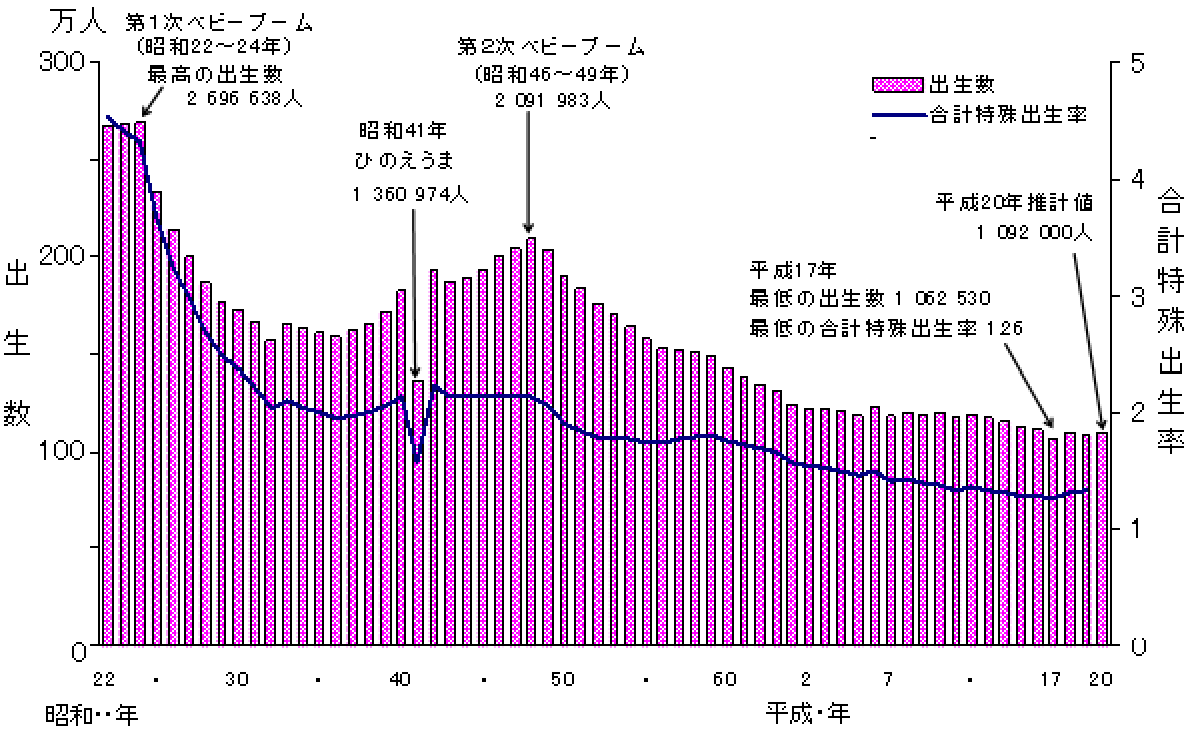

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

また、平成 18 年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によると、現在の傾向が続けば、50 年後（2055 年）には我が国の人口は９千万人を割り込み、１年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の 50 万人を割り、高齢化率は 40%を超えるという厳しい見通しが示されています。

国では少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」（平成 11 年）を受け、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定し、平成 14 年には「少子化対策プラスワン」を発表しました。

これは、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など、「子育ての社会化」の必要性を示しているのが特徴です。

このような経緯を経て、平成 15 年７月には、平成 17 年から 10 年間の時限立法として、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国･地方公共団体と従業員 300 人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。

しかし、平成 17 年には総人口が減少に転じ、年間出生数 106 万人、合計特殊出生率 1.26 と、ともに過去最低を記録し予想以上の少子化が進行しました。このため、国では平成１８年６月に少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」を決定しましたが、同年 12 月に発表された日本の将来推計人口によると 2055 年の合計特殊出生率 1.26 と示され、国民の結婚、子育てに対する希望と現実の乖離が着目されました。

子どもと家族を応援する日本重点戦略会議では、国民の結婚や出産、子育てに関する希望を実現するための方策を検討し、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」がまとめられました。さらに、「社会保障国民会議」からは平成２０年７月に「社会保障の機能強化のための緊急対策　５つの安心プラン」が出され、認定こども園の抜本的改革、新待機児童ゼロ作戦の推進などを平成２２年までに集中して対策するように、と発表されています。

旧５町では、これまで児童福祉法、国や福島県の子育て支援（仕事と子育ての両立支援、子育て負担の軽減など）に関する指針に基づきながら、母子保健事業や子育て支援事業、児童福祉事業などを行ってきました。平成 17 年４月からは、「次世代育成支援対策推進法」が市町村に策定を求めた「市町村行動計画」をそれぞれの町で策定し、伊達市の誕生によって、旧５町が策定した計画を継承しつつ、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進するために、伊達市の名のもとに改めて「次世代育成支援行動計画」を平成１９年３月に策定しました。

今回、後期計画を策定するにあたり次世代育成支援ニーズ調査を実施し、保護者のニーズ把握に努めました。また、前期計画に基づいて推進してきた施策を基本に、国の動向や社会情勢の変化を反映させ、平成２６年度を目標とする計画の見直しを行いました。本計画の基本理念である「地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくり」に向け、伊達市の包括的な次世代育成支援に取り組んでいきます。

わが国の少子化の進行と国の取り組みの経緯

子育てと仕事の両立支援などの子どもを生み育てやすい環境の整備

平成2年

「1.57ショック」＝少子化の認識が一般化

平成3年

『出生率の動向』を踏まえた対策

「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」

拡充 → エンゼルプランの策定（平成6年）

平成9年

人口推計（平成9年1月）の公表（出生率予測：1.80⇒1.61）

平成9年
平成10年

『少子化への対応の必要性』に基づく対策

・「少子化に関する基本的な考え方について」

（厚生省人口問題審議会）

平成11年
平成12年

『総合的な少子化対策』

・「少子化対策推進基本方針」

（少子化対策推進関係閣僚会議）

拡充 → 新エンゼルプランの策定

平成14年

新人口推計（平成14年1月）の公表（出生率予測：1.61⇒1.39）

平成14年
平成15年

『少子化の流れを変える』ためのもう一段の対策（次世代育成支援対策）の推進

・少子化社会を考える懇談会取りまとめ
・少子化プラスワン
↓
・「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」

（少子化対策推進関係閣僚会議）

従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、以下の4つの柱に沿った取り組みを推進

①男性を含めた働き方の見直し
②地域における子育て支援
③社会保障における次世代支援
④子どもの社会性の向上や自立の促進

平成18年
平成19年

少子化対策の抜本的な拡充・強化・転換を図る

・「新しい少子化対策」を少子化対策会議で決定した
・「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」

次世代育成支援施策の推進方策

■「夫婦の出生力の低下」という新たな現象　■急速な少子化の進行

↓

さらに踏み込んだ対策の推進が必要

↓

■「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」の策定
■政府･地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現

↓

男性を含めた働き方の見直し	地域における子育て支援	社会保障における次世代支援	子どもの社会性の向上や自立の促進	仕事と子育ての両立支援（待機児童ゼロ作戦）

次世代育成支援に関する当面の取り組み課題

少子化対策推進基本方針（平成１１年１２月）

↓

平成 15 年の動き

- 次世代育成支援対策推進法
- 少子化社会対策基本法
- 児童福祉法・改正

↓

平成 17 年 4 月　市町村次世代育成支援行動計画がスタート

（2）策定において踏まえるべき事項

次世代育成支援対策推進法に基づく関係法令であるところの「行動計画策定指針」には、「次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項」として、基本理念、行動計画の策定の目的について、以下のように記載されています。

『基本理念』
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない（次世代育成支援対策推進法総則第３条に同じ）。

『行動計画の策定の目的』
地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む）は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとする。

また、「市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点」には、前期計画では次の⑤を除く 8 つの視点で策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成２１年３月に行われ、新たな視点「仕事と生活の調和実現」が加えられ次の９つの視点に留意しながら策定を進めるよう、位置づけられています。

①子どもの視点
②次代の親づくりの視点
③サービス利用者の視点
④社会全体による支援の視点
⑤仕事と生活の調和実現の視点
⑥すべての子どもと家庭への支援の視点
⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点
⑧サービスの質の視点
⑨地域特性の視点

2. 伊達市総合福祉計画について

伊達市では新市誕生後の保健・福祉関連計画として、「伊達市地域福祉計画」、「伊達市次世代育成支援行動計画」、「伊達市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「伊達市障がい者計画・障がい福祉計画」、「健康だて２１」の５計画を策定し、それらの総称を「伊達市総合福祉計画」としています。

※次世代育成支援行動計画は、法が定める施行年度のため旧５町で策定済みでしたが、平成 18 年度に統合的な見直しを行いました。
※高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、法が定める見直し時期が平成 17 年度であったため新市合併準備と併行して策定を進めました。

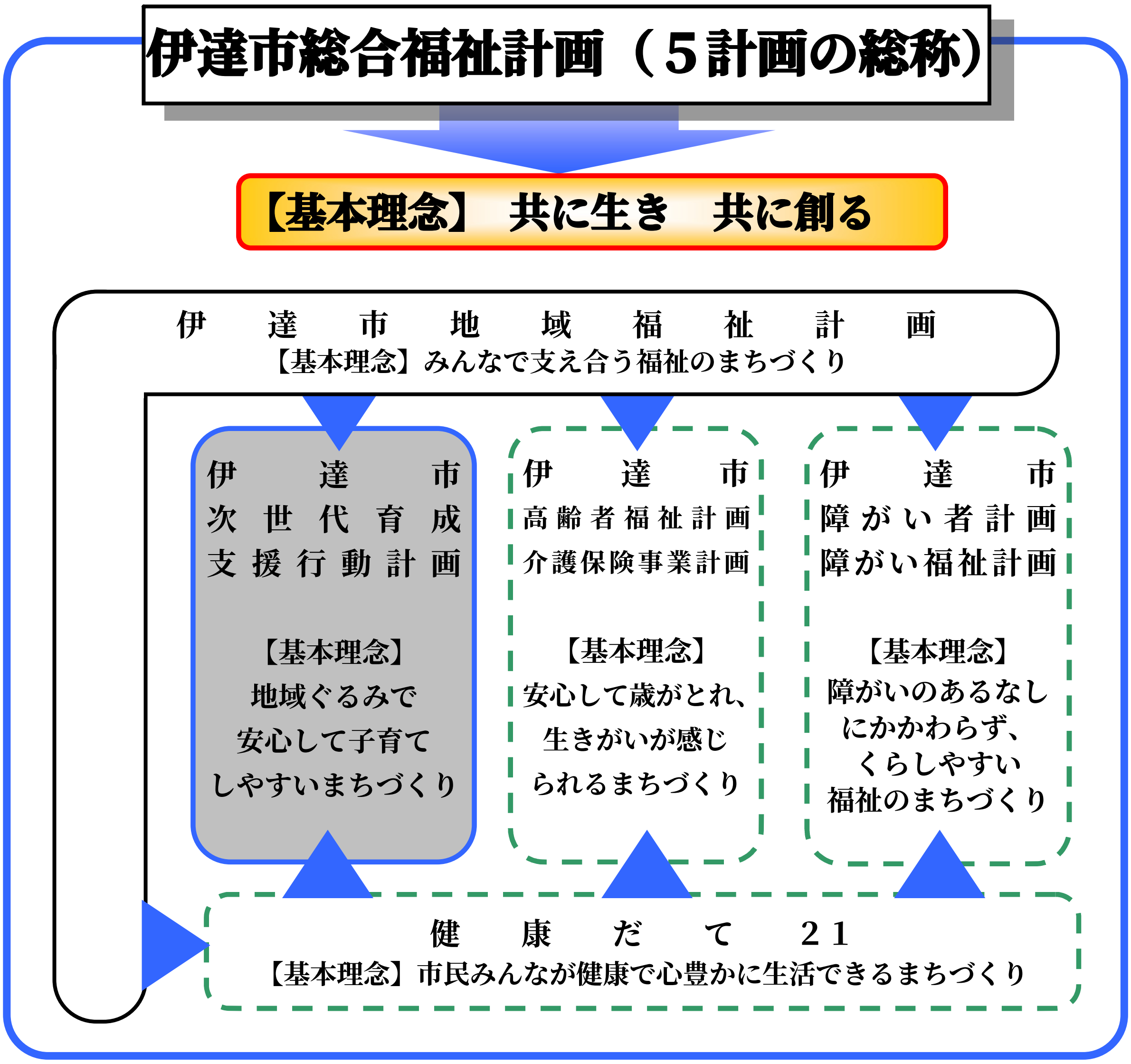

3. 行動計画の性格･位置づけ

（1）この計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、伊達市が今後取り組むべき、次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。

（2）この計画は、旧５町の「次世代育成支援行動計画」を継承しつつ、国の「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」などの内容を踏まえ、また、本市のまちづくりの総合的指針である「伊達市第１次総合計画」を上位計画として、その整合性を図りながら策定しました。

（3）また、平成 18 年度に策定した「伊達市総合福祉計画」の基本理念や関連する各計画との整合・調和を図りながら策定しました。

（4）この計画に示す「子ども」とは、妊婦と共にある新しい命から誕生、乳幼児期を経て 18 歳未満までの者を指すものとします。

（5）この計画は、市関係各課が連携して施策の推進に取り組むことに加え、家庭、学校、地域、企業など、あらゆる市民の積極的な取り組みによって推進するものです。

4. 行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画では、平成 17 年度からの 5 年間を前期計画、平成 22 年度からの５年間を後期計画として策定しなければなりません。

平成 21 年度に前期計画の見直しを行い、平成２６年度までの 5 年間の後期計画を定めることとしています。

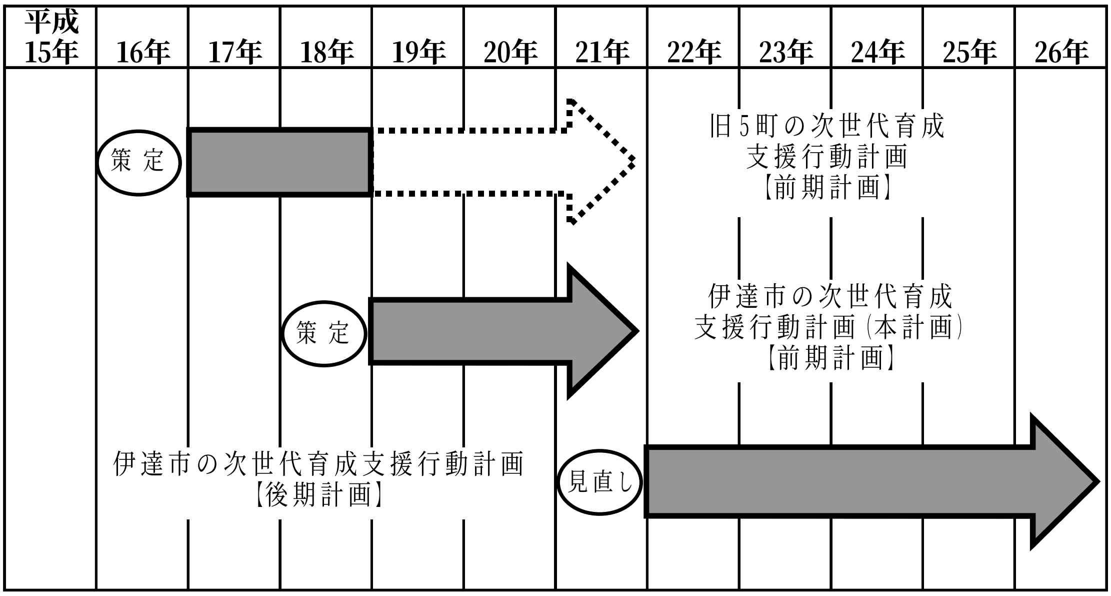

5. 行動計画の策定にあたって

5－1. 伊達市合併前の旧町計画について

旧５町の「次世代育成支援行動計画」は、平成 16 年度中に以下の手順で策定され平成 17 年 4 月より施行されています。

（1）住民ニーズ調査（アンケート調査）の実施
（2）将来人口の推計
（3）目標事業量の設定
（4）基本目標・施策・事業の策定
（5）策定委員会・懇談会等の開催による計画内容の検討

5－2. 伊達市次世代育成支援行動計画（前期計画）の策定体制について

平成１９年に策定した「伊達市次世代育成支援行動計画」は、上記の旧５町計画に基づき、以下の手順で策定を進めました。

なお、住民意向を把握するニーズ調査（アンケート調査）は平成 16 年度中の策定当時に各町にて実施しているため、平成１９年の策定においては実施していません。

（1）旧５町の各計画内容と目標事業量の整理
（2）地域別現状分析
（3）基本目標・施策・事業の策定
（4）伊達市総合福祉計画・児童福祉分科会における意見聴取・討議による計画内容の検討
（5）地域懇談会（※次頁参照）を通じた意見聴取

5－3. 地域懇談会の実施について

「伊達市総合福祉計画」の策定にあたり、市内５地域がそれぞれ抱える福祉の課題や、今後の住民参画を含めた福祉のあり方などについてご意見をいただくことを目的として、各地域の各種団体、関係機関等の代表者の意見を聞きました。

（1） 開催日時と場所

年　月　日	開始時刻	地　域	場　　所	参加者
平成 19 年 1 月 24 日	午後　2時～	伊　達	伊達福祉センター	15 名
平成 19 年 1 月 25 日	午前10時～	霊　山	霊山中央公民館	15 名
〃	午後　2時～	月　舘	月舘総合支所	13 名
平成 19 年 1 月 26 日	午前10時～	梁　川	梁川分庁舎	15 名
〃	午後1時半～	保　原	伊達市役所（本庁）	15 名

（2） 開催内容

・伊達市総合福祉計画の概要と背景についての説明
・各個別計画の概要の説明
・個別計画ごとに、座談会形式での意見交換
・アンケートによる意見聴取
　○伊達市の福祉全般について
　○地域における住民の交流や協働で取り組むべきことなど

（3） 出席者

・市内５地域に居住する地域懇談会参加者
・事務局
　伊達市総合福祉計画策定委員会委員
　伊達市保健福祉部社会福祉課
　伊達市保健福祉部健康推進課
　伊達市子育て支援プロジェクト推進本部
　株式会社サーベイリサーチセンター

5－4. 後期計画の策定について

（1）基礎データについて

後期計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望などを把握し、策定の基礎資料とするためにニーズ調査を実施しました。

調査期間　平成２１年４月１４日～４月２７日
調査対象　【就学前】就学前幼児のいる世帯
【小学生】２年生・４年生の児童のいる世帯
【中学生】中学２年生
調査方法　保育園、幼稚園、学校を通じて配付－回収
回収結果　単位：件

	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前幼児の保護者	1,189	1,071	1,067	89.7%
小学校児童の保護者	1,211	1,159	1,150	94.9%
中学生	661	572	572	86.5%
合　計	3,061	2,802	2,789	91.1%

株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所において、単純集計、クロス集計などを行い、保育サービスの分析や傾向を取りまとめました。

（2）策定体制について

前期計画を策定した「児童福祉分科会」委員を中心メンバーに、公募で選ばれた 3 人の市民の方々から意見をいただき、計画内容の検討・討議を行いました。

・前期計画の検証
・現状分析
・将来人口の推計
・基本目標、施策、事業の検討
・伊達市総合福祉計画策定委員会児童福祉分科会における意見聴取・討議による計画内容の検討

第2章　伊達市の子どもと家庭をとりまく現状

第2章 伊達市の子どもと家庭をとりまく現状

1. 人口構成

(1) 総人口

伊達市の総人口の推移は、昭和 60 年以降、減少傾向が続いています。

＊ 総人口と総世帯数（旧５町計）＊

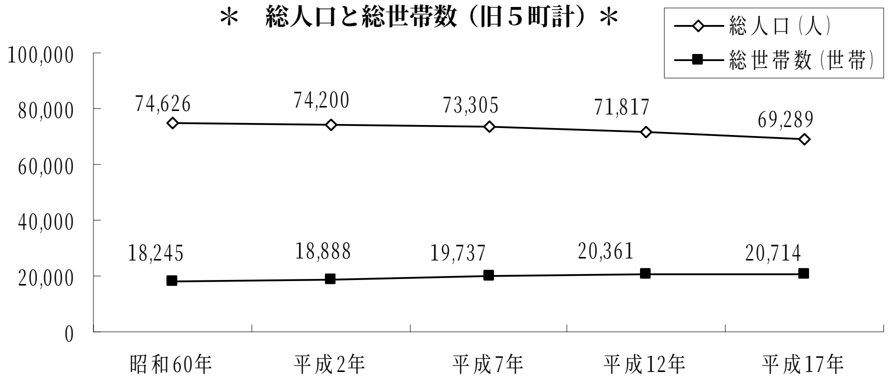

（昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査）

■総人口・世帯数の推移 伊達市（※旧５町計）

	昭和 ６０年	平成 ２年	平成 ７年	平成 １２年	平成 １７年
総人口（人）	74,626	74,200	73,305	71,817	69,289
人口増減率	－	0.99	0.99	0.98	0.96
総世帯数（世帯）	18,245	18,888	19,737	20,361	20,714
１世帯あたり人数	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3

（昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在）

■総人口・世帯数の推移（旧５町別）

		昭和 ６０年	平成 ２年	平成 ７年	平成 １２年	平成 １７年
旧伊達町	総人口（人）	10,275	10,455	10,704	10,857	10,958
	人口増減率	－	1.02	1.02	1.01	1.01
	総世帯数（世帯）	2,699	2,910	3,153	3,373	3,541
	１世帯あたり人数	3.8	3.6	3.4	3.2	3.1
旧梁川町	総人口（人）	23,040	22,217	21,745	21,385	20,157
	人口増減率	－	0.96	0.98	0.98	0.94
	総世帯数（世帯）	5,417	5,387	5,542	5,704	5,716
	１世帯あたり人数	4.3	4.1	3.9	3.7	3.5
旧保原町	総人口（人）	24,348	25,081	25,116	24,891	24,521
	人口増減率	－	1.03	1.00	0.99	0.99
	総世帯数（世帯）	6,180	6,647	7,058	7,321	7,532
	１世帯あたり人数	3.9	3.8	3.6	3.4	3.3
旧霊山町	総人口（人）	11,439	11,082	10,701	10,031	9,259
	人口増減率	－	0.97	0.97	0.94	0.92
	総世帯数（世帯）	2,664	2,673	2,713	2,715	2,692
	１世帯あたり人数	4.3	4.1	3.9	3.7	3.4
旧月舘町	総人口（人）	5,524	5,365	5,039	4,653	4,394
	人口増減率	－	0.97	0.94	0.92	0.94
	総世帯数（世帯）	1,285	1,271	1,271	1,248	1,233
	１世帯あたり人数	4.3	4.2	4.0	3.7	3.6

（昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在）

(2) 年齢３区分別人口

伊達市の人口構成の推移は、高齢人口が増加傾向にあり、年少人口の減少が続いています。平成７年にその比率は逆転し、以降平成 17 年現在で、高齢者は 25.3%と４人に１人まで上昇しており、年少者は 17.4%と昭和 60 年当時に比べ約６割に減少しています。

＊　年齢３区分別人口の推移（旧５町計）＊

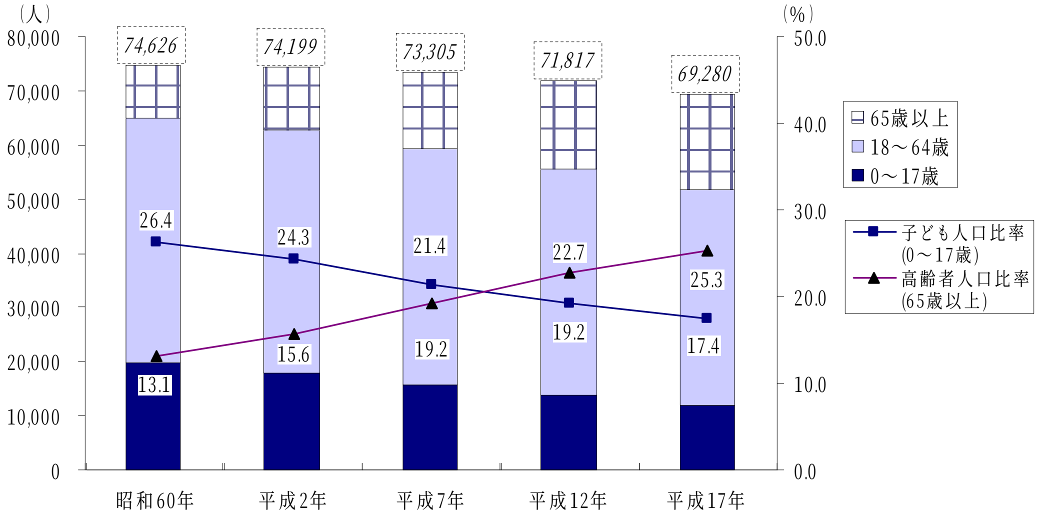

（昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査）

■年齢３区分別人口の推移（旧５町別）

		単位	昭和６０年	平成２年	平成７年	平成１２年	平成１７年
旧伊達町	０～１７歳	人	2,620	2,377	2,129	2,052	2,004
		%	25.5	22.7	19.9	18.9	18.3
	１８～６４歳	人	6,341	6,500	6,602	6,425	6,300
		%	61.7	62.2	61.7	59.2	57.5
	６５歳以上	人	1,314	1,578	1,973	2,380	2,654
		%	12.8	15.1	18.4	21.9	24.2
旧梁川町	０～１７歳	人	6,208	5,536	4,800	4,149	3,453
		%	26.9	24.9	22.1	19.4	17.1
	１８～６４歳	人	13,739	13,053	12,568	12,218	11,388
		%	59.6	58.8	57.8	57.1	56.5
	６５歳以上	人	3,093	3,628	4,377	5,018	5,316
		%	13.4	16.3	20.1	23.5	26.4
旧保原町	０～１７歳	人	6,541	6,247	5,519	4,928	4,512
		%	26.9	24.9	22.0	19.8	18.4
	１８～６４歳	人	15,009	15,456	15,442	15,023	14,468
		%	61.6	61.6	61.5	60.4	59.0
	６５歳以上	人	2,798	3,377	4,155	4,940	5,532
		%	11.5	13.5	16.5	19.8	22.6
旧霊山町	０～１７歳	人	2,896	2,576	2,186	1,789	1,437
		%	25.3	23.2	20.4	17.8	15.5
	１８～６４歳	人	6,859	6,491	6,138	5,618	5,168
		%	60.0	58.6	57.4	56.0	55.8
	６５歳以上	人	1,684	2,015	2,377	2,624	2,654
		%	14.7	18.2	22.2	26.2	28.7
旧月舘町	０～１７歳	人	1,402	1,299	1,053	841	672
		%	25.4	24.2	20.9	18.1	15.3
	１８～６４歳	人	3,252	3,075	2,766	2,497	2,382
		%	58.9	57.3	54.9	53.7	54.2
	６５歳以上	人	870	991	1,220	1,315	1,340
		%	15.7	18.5	24.2	28.3	30.5

※年齢不詳は含まない　（昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在）

2. 子ども人口

(1) 子ども人口

直近、平成 17 年の国勢調査の結果では、伊達市の子ども人口（0～17 歳人口）は、12,078 人と減少が続いています。

＊ 子ども人口の推移（旧５町計）＊

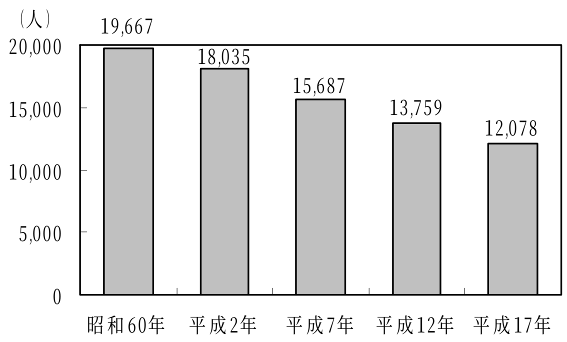

＊ 年齢３区分別・子ども人口の推移（旧５町計）＊

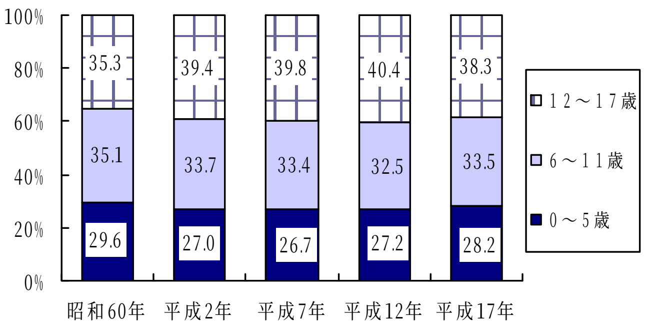

（昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査）

■乳幼児・児童人口の推移（旧５町別）

		単位	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧伊達町	０～５歳	人	690	643	593	596	613
	６～１１歳	人	898	757	734	673	650
	１２～１７歳	人	1,032	977	802	783	741
	計	人	2,620	2,377	2,129	2,052	2,004
旧梁川町	０～５歳	人	1,949	1,413	1,239	1,119	902
	６～１１歳	人	2,177	1,982	1,548	1,355	1,209
	１２～１７歳	人	2,082	2,141	2,013	1,675	1,342
	計	人	6,208	5,536	4,800	4,149	3,453
旧保原町	０～５歳	人	1,905	1,835	1,550	1,369	1,372
	６～１１歳	人	2,280	1,992	1,878	1,594	1,485
	１２～１７歳	人	2,356	2,420	2,091	1,965	1,655
	計	人	6,541	6,247	5,519	4,928	4,512
旧霊山町	０～５歳	人	831	655	565	443	351
	６～１１歳	人	1,040	862	735	584	471
	１２～１７歳	人	1,025	1,059	886	762	615
	計	人	2,896	2,576	2,186	1,789	1,437
旧月舘町	０～５歳	人	450	316	247	214	170
	６～１１歳	人	506	477	351	260	235
	１２～１７歳	人	446	506	455	367	267
	計	人	1,402	1,299	1,053	841	672

（昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在）

(2) 出生･死亡数の推移

伊達市の出生数及び死亡数の推移は、死亡数の増加に対し、出生数は低下傾向にあるため、総人口の減少を招いています。

（合併により平成１８年からは伊達市全体での公表になっています。）

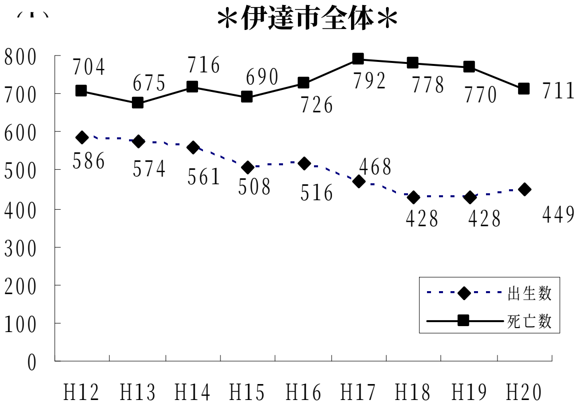

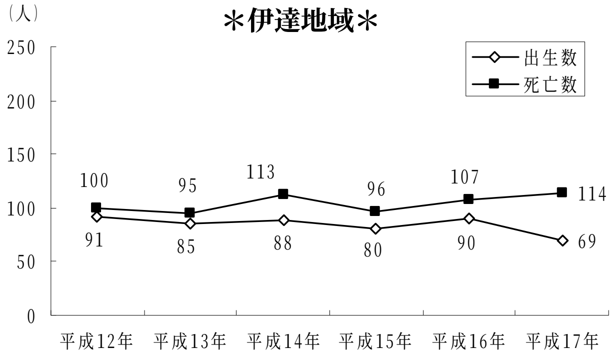

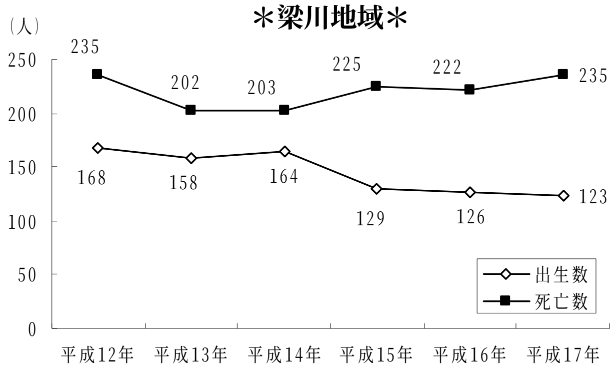

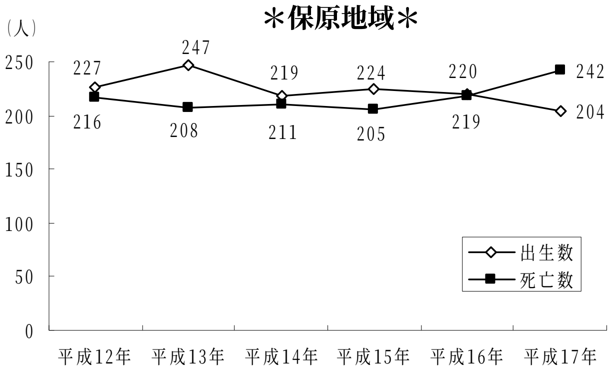

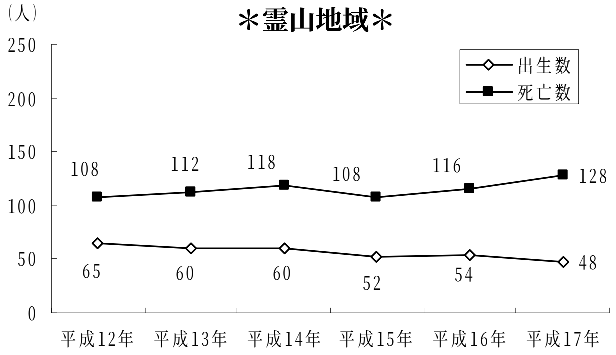

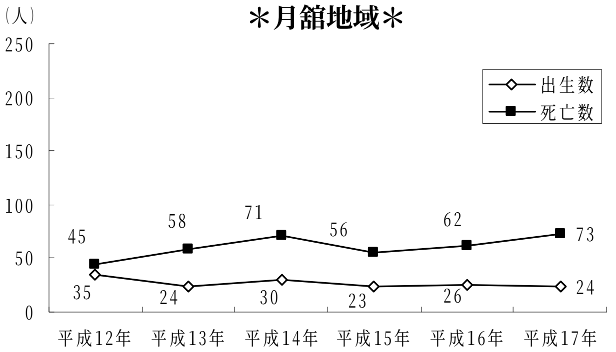

（平成 12 年～平成 17 年：人口動態調査）

（3） 子ども人口の見通し（将来推計人口）

伊達市総合福祉計画に先立ち、伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定において行った人口推計値では、伊達市の子ども人口（0～17 歳人口）は減少が続く予測となっており、この流れに歯止めをかけることが喫緊の課題となります。

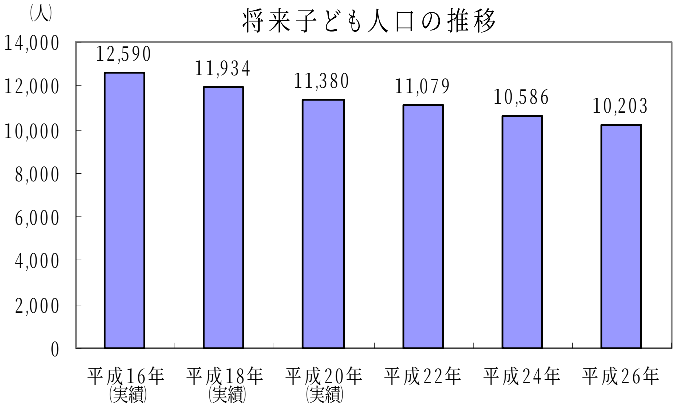

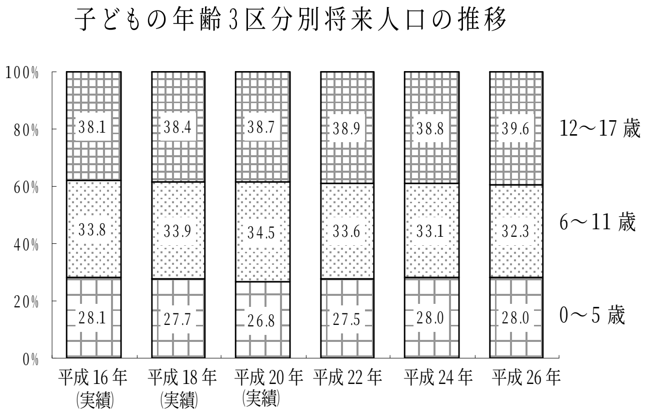

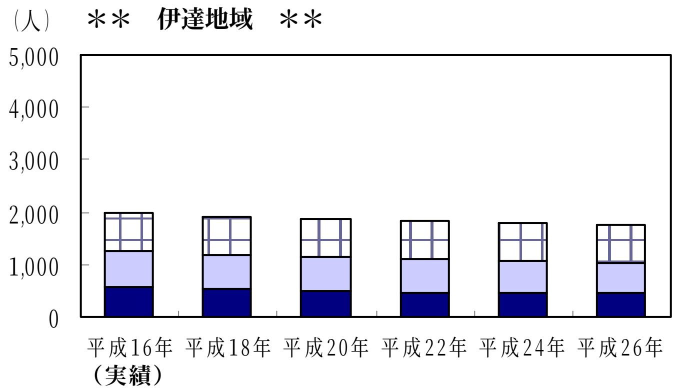

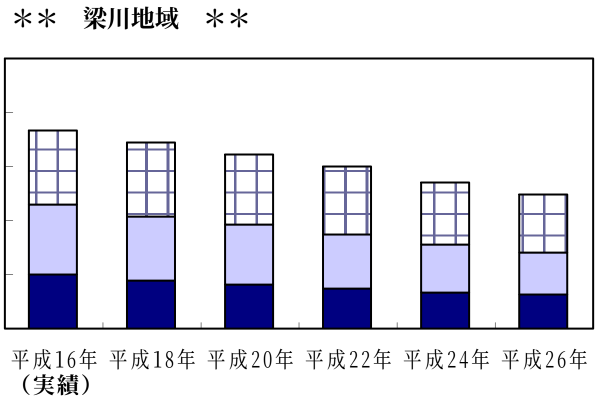

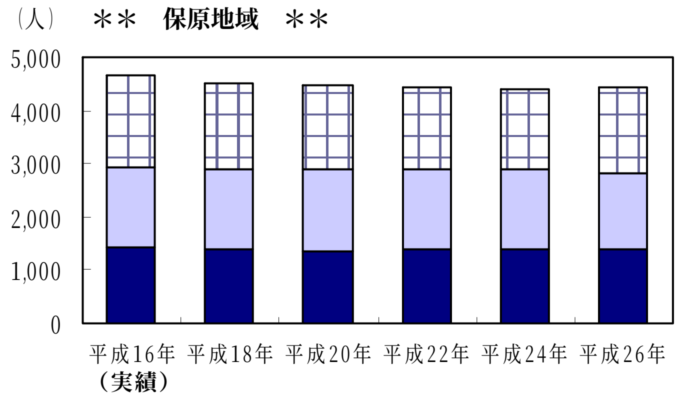

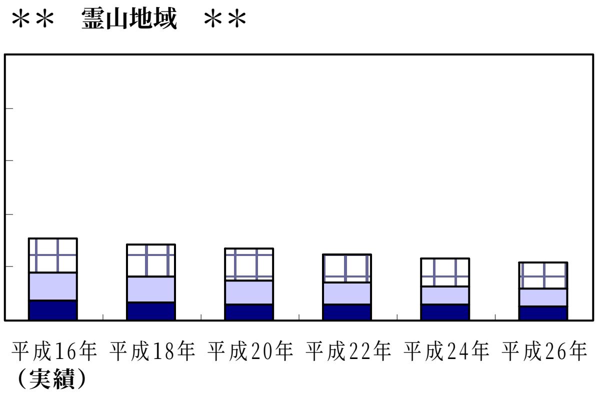

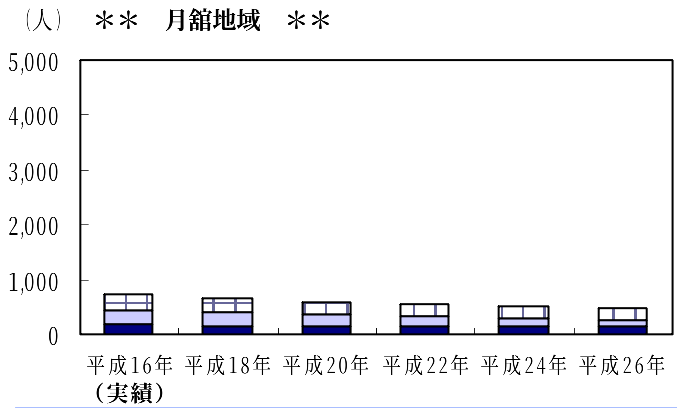

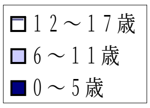

3. 世帯状況

(1) 世帯の推移

伊達市の世帯数は、増加傾向にあり１世帯あたりの人数は減少傾向にあります。すなわち核家族や単独（単身）世帯などの増加が中心的な要因となっています。

＊世帯数の推移（旧５町計）＊

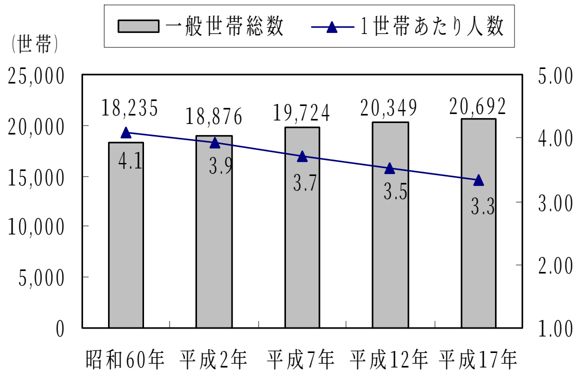

＊家族形態の推移（旧５町計）＊

■家族形態の推移　伊達市(※旧5町計)

			昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数			18,235	18,876	19,724	20,349	20,692
	核家族全体		9,239	9,743	10,317	10,728	11,108
		夫婦のみの世帯	1,892	2,340	2,901	3,303	3,573
		夫婦と子からなる世帯	6,304	6,200	6,053	5,809	5,681
		片親と子からなる世帯	1,043	1,203	1,363	1,616	1,854
	単独世帯		1,407	1,689	2,129	2,502	2,931
	その他の親族世帯		7,584	7,431	7,267	7,079	6,617
	非親族世帯		5	13	11	40	36

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

■家族形態の推移(旧5町別)

				昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧伊達町	一般世帯総数			2,695	2,905	3,149	3,371	3,538
		核家族全体		1,601	1,768	1,894	2,019	2,102
			夫婦のみの世帯	344	479	593	687	709
			夫婦と子からなる世帯	1,101	1,108	1,095	1,042	1,070
			片親と子からなる世帯	156	181	206	290	323
		単独世帯		206	266	359	461	562
		その他の親族世帯		887	868	894	883	858
		非親族世帯		1	3	2	8	16
旧梁川町	一般世帯総数			5,415	5,386	5,540	5,700	5,712
		核家族全体		2,540	2,560	2,650	2,773	2,860
			夫婦のみの世帯	524	599	749	821	879
			夫婦と子からなる世帯	1,711	1,610	1,535	1,511	1,480
			片親と子からなる世帯	305	351	366	441	501
		単独世帯		354	415	506	598	722
		その他の親族世帯		2,519	2,407	2,381	2,318	2,126
		非親族世帯		2	4	3	11	4
旧保原町	一般世帯総数			6,176	6,642	7,052	7,315	7,518
		核家族全体		3,425	3,704	3,968	4,109	4,279
			夫婦のみの世帯	663	824	1,052	1,184	1,327
			夫婦と子からなる世帯	2,417	2,445	2,425	2,352	2,272
			片親と子からなる世帯	345	435	491	573	680
		単独世帯		604	743	947	1,058	1,160
		その他の親族世帯		2,145	2,191	2,131	2,129	2,066
		非親族世帯		2	4	6	19	13
旧霊山町	一般世帯総数			2,664	2,673	2,713	2,715	2,692
		核家族全体		1,134	1,173	1,257	1,274	1,305
			夫婦のみの世帯	221	292	335	409	453
			夫婦と子からなる世帯	753	724	722	659	622
			片親と子からなる世帯	160	157	200	206	230
		単独世帯		175	185	212	267	341
		その他の親族世帯		1,355	1,315	1,244	1,173	1,044
		非親族世帯		0	0	0	1	2
旧月舘町	一般世帯総数			1,285	1,270	1,270	1,248	1,232
		核家族全体		539	538	548	553	562
			夫婦のみの世帯	140	146	172	202	205
			夫婦と子からなる世帯	322	313	276	245	237
			片親と子からなる世帯	77	79	100	106	120
		単独世帯		68	80	105	118	146
		その他の親族世帯		678	650	617	576	523
		非親族世帯		0	2	0	1	1

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

(2) 未婚率と有配偶率の推移

伊達市の未婚率と有配偶率をみると、２０代後半から３０代などの未婚率が上昇しており、同世代で有配偶率が低下していることから、晩婚化が進んでいることがわかります。

■未婚率の推移 伊達市(※旧5町計)

		昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年		
		未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数
男	15～19歳	99.8	2,482	2,488	99.5	2,724	2,737	99.6	2,478	2,489	99.5	2,252	2,264	99.8	1,894	1,897
	20～24歳	91.3	1,724	1,889	91.5	1,619	1,769	89.4	1,790	2,002	89.1	1,608	1,805	90.0	1,361	1,512
	25～29歳	60.2	1,287	2,138	62.3	1,198	1,924	64.2	1,237	1,926	67.6	1,402	2,074	67.8	1,225	1,807
	30～34歳	28.7	787	2,739	34.6	744	2,148	38.4	763	1,985	43.3	821	1,896	47.3	926	1,957
	35～39歳	13.0	382	2,930	20.7	569	2,744	25.3	546	2,155	28.8	566	1,963	33.6	638	1,901
	40～44歳	6.3	151	2,408	11.6	343	2,952	17.9	500	2,791	21.1	465	2,209	25.7	509	1,982
	45～49歳	3.1	73	2,329	5.6	136	2,435	10.4	304	2,934	15.7	431	2,740	20.1	435	2,167
	50～54歳	2.3	59	2,556	3.3	76	2,273	5.4	128	2,366	9.4	271	2,893	14.6	400	2,735
	55～59歳	1.7	45	2,589	2.2	55	2,521	3.2	71	2,235	5.3	122	2,313	9.2	264	2,855
	60～64歳	1.1	22	1,958	1.6	41	2,486	2.0	47	2,404	3.4	74	2,191	5.5	124	2,275
	65歳～	0.7	38	5,669	0.7	35	4,792	1.1	63	5,992	1.2	80	6,951	1.6	117	7,502
女	15～19歳	99.3	2,405	2,423	98.6	2,668	2,705.0	99.0	2,480	2,505	98.8	2,216	2,242	99.4	1,768	1,778
	20～24歳	82.2	1,763	2,145	86.6	1,789	2,067	83.8	1,872	2,235	85.5	1,669	1,952	85.5	1,422	1,664
	25～29歳	30.8	661	2,146	41.3	835	2,023	46.1	894	1,938	52.4	1,097	2,094	56.8	1,014	1,786
	30～34歳	7.8	205	2,618	10.9	231	2,113	19.1	371	1,947	25.0	458	1,835	29.8	601	2,015
	35～39歳	4.4	120	2,708	5.3	143	2,678	6.8	144	2,106	13.0	262	2,019	16.3	306	1,876
	40～44歳	3.4	81	2,395	3.9	106	2,708	4.4	120	2,716	5.6	123	2,193	11.3	229	2,020
	45～49歳	2.2	50	2,319	3.1	74	2,389	3.8	103	2,688	4.4	119	2,704	5.2	112	2,156
	50～54歳	2.5	67	2,641	2.1	49	2,306	3.3	78	2,380	3.8	101	2,687	4.0	106	2,679
	55～59歳	2.0	55	2,697	2.6	68	2,616	2.0	46	2,301	3.2	77	2,376	3.8	102	2,671
	60～64歳	2.3	53	2,352	2.2	58	2,651	2.6	67	2,578	2.2	49	2,277	3.4	79	2,337
	65歳～	1.0	58	5,690	1.4	98	6,797	1.7	136	8,110	1.9	176	9,326	1.9	193	9,994

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

■有配偶率の推移 伊達市(※旧5町計)

		昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年		
		有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数
男	15～19歳	0.0	0	2,488	0.1	2	2,737	0.2	5	2,489	0.5	12	2,264	0.2	3	1,897
	20～24歳	8.4	159	1,889	7.6	135	1,769	10.1	202	2,002	10.9	197	1,805	9.6	145	1,512
	25～29歳	39.1	837	2,138	36.7	707	1,924	34.8	670	1,926	31.2	647	2,074	30.3	547	1,807
	30～34歳	69.1	1,892	2,739	63.6	1,366	2,148	59.8	1,187	1,985	42.9	813	1,896	50.2	983	1,957
	35～39歳	84.7	2,481	2,930	77.3	2,121	2,744	55.2	1,189	2,155	67.5	1,325	1,963	61.4	1,168	1,901
	40～44歳	91.2	2,197	2,408	85.4	2,520	2,952	78.9	2,202	2,791	74.6	1,648	2,209	69.2	1,371	1,982
	45～49歳	94.5	2,200	2,329	89.0	2,166	2,435	80.6	2,365	2,934	79.7	2,184	2,740	74.6	1,616	2,167
	50～54歳	95.0	2,429	2,556	93.8	2,132	2,273	79.7	1,886	2,366	85.4	2,472	2,893	78.9	2,159	2,735
	55～59歳	94.9	2,457	2,589	94.2	2,376	2,521	81.3	1,816	2,235	88.3	2,043	2,313	84.6	2,416	2,855
	60～64歳	92.7	1,816	1,958	93.5	2,325	2,486	79.0	1,898	2,404	91.3	2,001	2,191	86.8	1,974	2,275
	65歳～	57.2	3,241	5,669	82.3	3,946	4,792	84.8	5,083	5,992	84.7	5,889	6,951	84.1	6,311	7,502
女	15～19歳	0.5	12	2,423	0.4	12	2,705	0.7	18	2,505	1.1	25	2,242	0.5	9	1,778
	20～24歳	17.4	373	2,145	13.0	268	2,067	15.6	348	2,235	13.5	264	1,952	13.5	224	1,664
	25～29歳	67.4	1,447	2,146	56.7	1,148	2,023	51.4	996	1,938	44.7	935	2,094	39.4	704	1,786
	30～34歳	90.2	2,361	2,618	86.3	1,824	2,113	77.0	1,500	1,947	69.6	1,278	1,835	63.4	1,278	2,015
	35～39歳	91.2	2,470	2,708	90.3	2,418	2,678	90.9	1,915	2,106	80.9	1,633	2,019	75.1	1,408	1,876
	40～44歳	91.4	2,190	2,395	90.8	2,459	2,708	89.7	2,437	2,716	88.3	1,936	2,193	80.2	1,621	2,020
	45～49歳	92.0	2,134	2,319	89.9	2,148	2,389	88.6	2,382	2,688	87.9	2,378	2,704	87.2	1,880	2,156
	50～54歳	88.6	2,339	2,641	89.6	2,067	2,306	88.5	2,106	2,380	86.8	2,332	2,687	86.7	2,323	2,679
	55～59歳	85.9	2,316	2,697	86.8	2,270	2,616	86.0	1,979	2,301	85.1	2,022	2,376	83.9	2,242	2,671
	60～64歳	76.3	1,795	2,352	81.0	2,148	2,651	82.8	2,135	2,578	80.9	1,843	2,277	81.7	1,909	2,337
	65歳～	40.8	2,321	5,690	47.2	3,208	6,797	51.6	4,188	8,110	53.3	4,972	9,326	53.3	5,327	9,994

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

■未婚率（旧5町別）

		旧伊達町			旧梁川町			旧保原町			旧霊山町			旧月舘町		
		未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数	未婚率	未婚者	総数
男	15～19歳	100.0	301	301	100.0	551	551	99.6	668	671	100.0	266	266	100.0	108	108
	20～24歳	89.5	179	200	90.8	426	469	88.2	457	518	89.7	182	203	95.9	117	122
	25～29歳	64.4	159	247	70.2	399	568	63.4	418	659	75.5	166	220	73.5	83	113
	30～34歳	44.4	160	360	53.2	295	554	42.6	318	747	52.1	113	217	50.6	40	79
	35～39歳	30.4	98	322	36.3	183	504	29.5	225	763	42.9	97	226	40.7	35	86
	40～44歳	24.7	74	300	25.6	147	575	22.9	169	738	33.2	82	247	30.3	37	122
	45～49歳	17.6	63	358	19.5	114	586	18.4	142	771	25.9	78	301	25.2	38	151
	50～54歳	12.5	49	391	13.0	109	839	15.7	141	900	16.5	67	407	17.2	34	198
	55～59歳	7.2	30	415	8.2	68	832	11.0	108	985	9.1	38	419	9.8	20	204
	60～64歳	3.3	12	369	4.6	28	614	6.5	54	829	5.5	18	330	9.0	12	133
	65歳～	0.6	7	1,150	1.5	34	2,276	2.1	50	2,380	1.5	17	1,129	1.6	9	567
女	15～19歳	99.6	263	264	99.6	499	501	99.4	673	677	98.7	228	231	100.0	105	105
	20～24歳	86.1	211	245	84.3	415	492	85.7	546	637	85.9	158	184	86.8	92	106
	25～29歳	54.8	161	294	58.3	298	511	52.8	362	685	64.1	132	206	67.8	61	90
	30～34歳	24.8	87	351	32.1	168	524	27.6	226	819	42.0	97	231	25.6	23	90
	35～39歳	17.9	57	318	16.7	91	545	15.5	111	717	19.2	41	214	7.3	6	82
	40～44歳	14.1	48	341	11.5	63	547	11.6	87	748	7.7	21	271	8.8	10	113
	45～49歳	7.1	25	351	5.2	32	621	5.0	39	773	4.2	12	283	3.1	4	128
	50～54歳	5.3	21	393	2.6	21	822	4.6	41	900	3.6	13	364	5.0	10	200
	55～59歳	3.1	13	413	3.0	22	738	4.9	47	964	2.2	8	372	6.5	12	184
	60～64歳	4.1	18	436	3.4	23	667	3.4	28	822	2.3	7	304	2.8	3	108
	65歳～	2.2	33	1,504	1.8	55	3,040	2.3	72	3,152	1.2	19	1,525	1.8	14	773

（平成17年国勢調査／10月1日現在）

■有配偶率（旧5町別）

		旧伊達町			旧梁川町			旧保原町			旧霊山町			旧月舘町		
		有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数	有配偶率	有配偶者	総数
男	15～19歳	0.0	0	301	0.0	0	551	0.4	3	671	0.0	0	266	0.0	0	108
	20～24歳	10.0	20	200	9.0	42	469	11.6	60	518	8.9	18	203	4.1	5	122
	25～29歳	33.2	82	247	27.8	158	568	35.7	235	659	20.9	46	220	23.0	26	113
	30～34歳	53.6	193	360	44.2	245	554	54.9	410	747	45.2	98	217	46.8	37	79
	35～39歳	64.9	209	322	59.1	298	504	65.1	497	763	52.7	119	226	52.3	45	86
	40～44歳	70.7	212	300	70.6	406	575	70.7	522	738	61.5	152	247	64.8	79	122
	45～49歳	77.7	278	358	74.2	435	586	76.5	590	771	69.8	210	301	68.2	103	151
	50～54歳	81.1	317	391	80.8	678	839	78.4	706	900	76.4	311	407	74.2	147	198
	55～59歳	85.1	353	415	85.5	711	832	82.9	817	985	86.2	361	419	85.3	174	204
	60～64歳	90.0	332	369	86.8	533	614	85.5	709	829	87.3	288	330	84.2	112	133
	65歳～	86.3	993	1,150	84.5	1,924	2,276	83.9	1,998	2,380	83.2	939	1,129	80.6	457	567
女	15～19歳	0.4	1	264	0.2	1	501	0.6	4	677	1.3	3	231	0.0	0	105
	20～24歳	13.1	32	245	13.8	68	492	13.3	85	637	14.1	26	184	12.3	13	106
	25～29歳	41.8	123	294	38.9	199	511	43.4	297	685	29.1	60	206	27.8	25	90
	30～34歳	69.2	243	351	59.7	313	524	66.5	545	819	50.6	117	231	66.7	60	90
	35～39歳	73.0	232	318	76.5	417	545	74.9	537	717	73.4	157	214	79.3	65	82
	40～44歳	78.9	269	341	79.3	434	547	78.9	590	748	84.5	229	271	87.6	99	113
	45～49歳	83.8	294	351	88.6	550	621	86.8	671	773	89.0	252	283	88.3	113	128
	50～54歳	84.5	332	393	88.9	731	822	85.6	770	900	87.1	317	364	86.5	173	200
	55～59歳	84.5	349	413	85.0	627	738	81.6	787	964	89.2	332	372	79.9	147	184
	60～64歳	81.0	353	436	81.3	542	667	81.4	669	822	83.9	255	304	83.3	90	108
	65歳～	53.9	811	1,504	53.3	1,619	3,040	52.8	1,665	3,152	53.9	822	1,525	53.0	410	773

（平成17年国勢調査／10月1日現在）

(3) 6歳未満の子がいる世帯の状況

伊達市の 6 歳未満の子どもがいる世帯の状況をみると、子育て世帯での核家族の比率が高まって来ていることがわかります。

■6歳未満の子どもがいる世帯の推移 伊達市(※旧5町計)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
核家族世帯	世帯数	1,279	1,105	1,169	1,248	1,238
	世帯率	32.0	32.5	38.7	44.8	49.1
三世代世帯	世帯数	1,810	1,488	1,219	962	744
	世帯率	45.2	43.8	40.4	34.5	29.5
それ以外の世帯	世帯数	914	804	629	577	541
	世帯率	22.8	23.7	20.8	20.7	21.4
計	世帯数	4,003	3,397	3,017	2,787	2,523
	世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

■6歳未満の子どもがいる世帯の推移(旧5町別)

			昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧伊達町	核家族世帯	世帯数	216	216	207	236	252
		世帯率	44.1	47.2	47.9	54.0	55.1
	三世代世帯	世帯数	200	186	170	132	115
		世帯率	40.8	40.6	39.4	30.2	25.2
	それ以外の世帯	世帯数	74	56	55	69	90
		世帯率	15.1	12.2	12.7	15.8	19.7
	計	世帯数	490	458	432	437	457
		世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
旧梁川町	核家族世帯	世帯数	315	218	281	318	273
		世帯率	24.4	22.5	32.3	38.6	41.4
	三世代世帯	世帯数	641	505	381	303	210
		世帯率	49.7	52.2	43.7	36.8	31.8
	それ以外の世帯	世帯数	333	244	209	203	177
		世帯率	25.8	25.2	24.0	24.6	26.8
	計	世帯数	1,289	967	871	824	660
		世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
旧保原町	核家族世帯	世帯数	575	555	556	568	583
		世帯率	43.1	43.2	49.4	54.3	57.4
	三世代世帯	世帯数	481	488	388	301	269
		世帯率	36.1	38.0	34.5	28.8	26.5
	それ以外の世帯	世帯数	278	241	181	177	163
		世帯率	20.8	18.8	16.1	16.9	16.1
	計	世帯数	1,334	1,284	1,125	1,046	1,015
		世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
旧霊山町	核家族世帯	世帯数	119	83	100	94	89
		世帯率	20.5	18.0	24.4	28.8	34.4
	三世代世帯	世帯数	306	262	192	142	92
		世帯率	52.7	57.0	46.8	43.6	35.5
	それ以外の世帯	世帯数	156	115	118	90	78
		世帯率	26.9	25.0	28.8	27.6	30.1
	計	世帯数	581	460	410	326	259
		世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
旧月舘町	核家族世帯	世帯数	54	33	25	32	41
		世帯率	17.5	14.5	14.0	20.8	31.1
	三世代世帯	世帯数	182	47	88	84	58
		世帯率	58.9	20.6	49.2	54.5	43.9
	それ以外の世帯	世帯数	73	148	66	38	33
		世帯率	23.6	64.9	36.9	24.7	25.0
	計	世帯数	309	228	179	154	132
		世帯率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在)

4. 就労状況

(1) 産業構造

伊達市の産業構造は、以下のように第三次産業が増加傾向にあります。

＊産業別就業人口の推移（旧５町計）＊

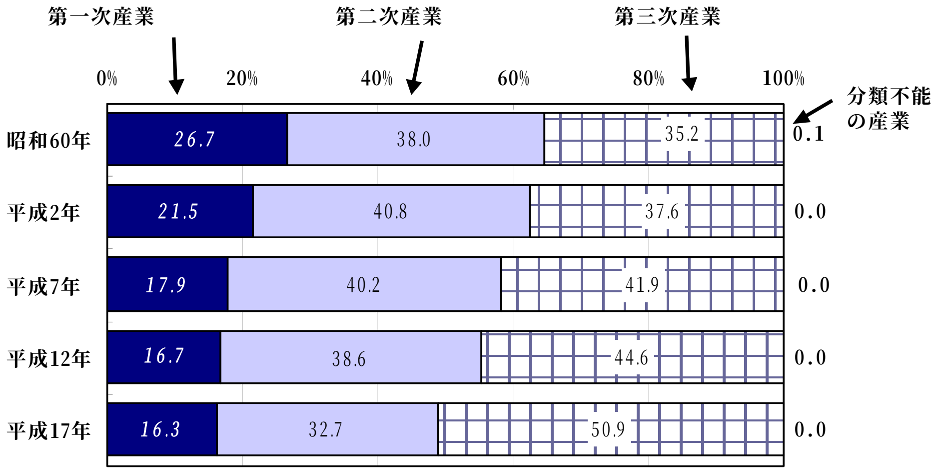

（昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査）

■産業別就業人口の推移（旧５町別）　　（人）

		昭　和 ６０年	平　成 ２年	平　成 ７年	平　成 １２年	平　成 １７年
旧伊達町	第一次産業	789	689	614	553	525
	第二次産業	1,942	2,068	1,986	1,833	1,593
	第三次産業	2,442	2,613	2,997	3,015	3,237
	分類不能の産業	2	4	1	0	1
	計	5,175	5,374	5,598	5,401	5,356
旧梁川町	第一次産業	3,869	3,169	2,477	2,243	2,097
	第二次産業	4,545	4,843	4,885	4,579	3,580
	第三次産業	3,746	3,913	4,281	4,487	4,862
	分類不能の産業	9	1	3	1	6
	計	12,169	11,926	11,646	11,310	10,545
旧保原町	第一次産業	2,554	2,101	1,765	1,651	1,515
	第二次産業	4,920	5,543	5,402	5,074	4,068
	第三次産業	5,024	5,546	6,101	6,273	6,843
	分類不能の産業	10	2	0	0	8
	計	12,508	13,192	13,268	12,998	12,434
旧霊山町	第一次産業	2,150	1,715	1,464	1,237	1,108
	第二次産業	2,263	2,482	2,312	2,030	1,588
	第三次産業	1,811	1,936	2,142	2,163	2,227
	分類不能の産業	10	1	3	4	0
	計	6,234	6,134	5,921	5,434	4,923
旧月舘町	第一次産業	1,084	853	676	598	571
	第二次産業	1,221	1,221	1,159	1,013	811
	第三次産業	771	868	859	853	978
	分類不能の産業	0	1	0	0	2
	計	3,076	2,943	2,694	2,464	2,362

（昭和60年～平成17年：国勢調査／各年10月1日現在）

(2) 労働力率

伊達市における男女別の労働力率の年齢別推移を比較すると、男性のカーブに比べ、女性はゆるやかではあるもののM字カーブを描いており、結婚や出産による女性の中断再就業の傾向が示されています。

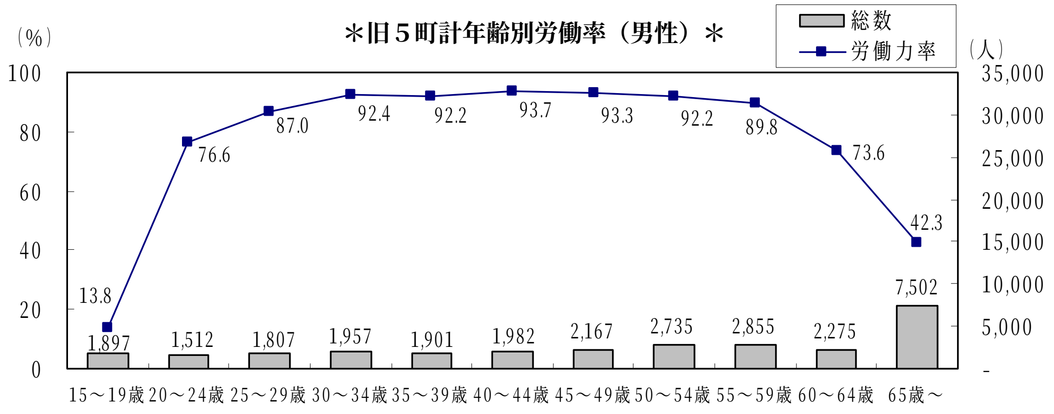

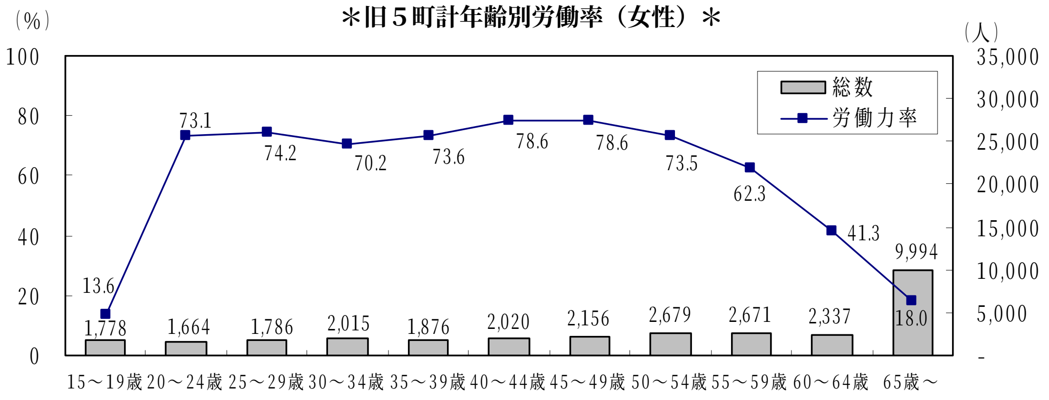

■労働力率（旧５町別）

		旧伊達町			旧梁川町			旧保原町			旧霊山町			旧月舘町		
		労働力率	就業者	総数	労働力率	就業者	総数	労働力率	就業者	総数	労働力率	就業者	総数	労働力率	就業者	総数
男	15～19歳	9.6	29	301	15.8	87	551	14.5	97	671	13.9	37	266	11.1	12	108
	20～24歳	72.0	144	200	79.7	374	469	74.3	385	518	76.8	156	203	81.1	99	122
	25～29歳	85.4	211	247	86.6	492	568	89.1	587	659	85.5	188	220	83.2	94	113
	30～34歳	92.2	332	360	92.2	511	554	92.0	687	747	93.1	202	217	97.5	77	79
	35～39歳	92.9	299	322	92.9	468	504	91.6	699	763	93.4	211	226	87.2	75	86
	40～44歳	95.0	285	300	93.4	537	575	94.0	694	738	91.9	227	247	93.4	114	122
	45～49歳	93.6	335	358	92.7	543	586	93.5	721	771	94.7	285	301	91.4	138	151
	50～54歳	91.3	357	391	93.3	783	839	90.8	817	900	93.9	382	407	92.4	183	198
	55～59歳	92.0	382	415	90.1	750	832	88.3	870	985	90.9	381	419	89.2	182	204
	60～64歳	68.3	252	369	76.9	472	614	70.9	588	829	78.2	258	330	78.9	105	133
	65歳～	35.7	411	1,150	45.3	1,030	2,276	38.8	923	2,380	46.6	526	1,129	49.4	280	567
女	15～19歳	14.4	38	264	14.8	74	501	12.3	83	677	12.6	29	231	17.1	18	105
	20～24歳	76.3	187	245	70.9	349	492	72.2	460	637	75.5	139	184	77.4	82	106
	25～29歳	76.9	226	294	76.9	393	511	69.2	474	685	82.0	169	206	71.1	64	90
	30～34歳	66.7	234	351	72.5	380	524	69.4	568	819	70.6	163	231	77.8	70	90
	35～39歳	68.9	219	318	73.6	401	545	74.5	534	717	77.1	165	214	74.4	61	82
	40～44歳	76.2	260	341	79.7	436	547	78.2	585	748	78.2	212	271	83.2	94	113
	45～49歳	74.6	262	351	79.7	495	621	80.3	621	773	74.9	212	283	81.3	104	128
	50～54歳	71.8	282	393	75.5	621	822	71.0	639	900	74.7	272	364	77.5	155	200
	55～59歳	61.7	255	413	63.4	468	738	59.5	574	964	64.2	239	372	70.1	129	184
	60～64歳	31.2	136	436	46.0	307	667	37.1	305	822	51.0	155	304	58.3	63	108
	65歳～	14.6	220	1,504	18.9	574	3,040	16.6	523	3,152	20.7	315	1,525	21.1	163	773

（平成17年：国勢調査／10月1日現在）

5. 保育施設の状況

(1) 認可保育園の状況

伊達市の認可保育園の現状では、弾力的に定員以上の入所を受け入れている施設が半数を占めています。

■認可保育園入所者数

	保育園名	定員数（人）	入所者数(人)	入所率（%）
伊達地域	伊達保育園	90	100	111.1
梁川地域	梁川保育園	90	94	104.4
	梁川中央保育園	110	109	99.1
	しらうめ保育園	60	41	68.3
保原地域	保原保育園	112	110	98.2
	保原第二保育園	70	78	111.4
霊山地域	霊山三育保育園	80	88	110.0
月舘地域	月舘保育園	60	34	56.7
計		672	654	97.3

（平成 21 年 4 月 1 日現在／児童福祉課調べ）

■年齢別入所者数　（人）

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
26	103	120	146	134	125	654

（平成 21 年 4 月 1 日現在／児童福祉課調べ）

■特定サービス実施状況　（ヶ所）

実施サービス	実施箇所数
一時保育	5
休日保育	1
地域子育て支援センター	2

（平成 21 年 4 月 1 日現在／児童福祉課調べ）

⑵ 季節保育園の状況

伊達市の季節保育園の箇所数と利用状況は以下のとおりです。

■季節保育園入所者数　（ヶ所、人）

	箇所数	入所児童数
梁川地域	4	38
霊山地域	2	45

（平成 21 年 7 月 1 日現在／児童福祉課調べ）

⑶ 幼稚園の状況

伊達市の幼稚園の箇所数と利用状況は以下のとおりです。

■園児数（市立幼稚園）　（人）

	幼稚園数	園児数			
		3歳児	4歳児	5歳児	計
伊達地域	2	-	71	91	162
梁川地域	4	-	64	72	136
保原地域	5	25	143	154	322
霊山地域	1	-	21	21	42
月舘地域	1	-	20	13	33
計	13	25	319	351	695

（平成 21 年 5 月 1 日現在／学校基本調査）

■園児数（私立幼稚園）　（人）

	幼稚園数	園児数				
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保原地域	1		15	36	34	85
霊山地域	1		13	18	22	53
計	2		28	54	56	138

（平成 21 年 5 月 1 日現在／学校基本調査）

6. 小学校の状況

伊達市の小学校の学校数、学級数と児童の人数は以下のとおりです。
また、児童数の推移をみると少しずつ減少が続いていることがわかります。

■児童数 （人）

	学校数	学級数	児	童	数				
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
伊達市全体	22	198	602	615	671	631	680	645	3,844
伊達地域	2	30	125	124	130	113	121	108	721
梁川地域	8	62	170	172	179	177	195	188	1,081
保原地域	5	64	215	232	249	248	239	233	1,416
霊山地域	5	31	67	61	78	64	85	73	428
月舘地域	2	11	25	26	35	29	40	43	198

（平成21年5月1日現在／学校基本調査）

■児童数の推移 （人）

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
伊達市全体	4,488	4,464	4,381	4,313	4,265	4,165
伊達地域	689	675	670	666	674	657
梁川地域	1,302	1,382	1,383	1,354	1,339	1,285
保原地域	1,622	1,596	1,540	1,524	1,494	1,490
霊山地域	610	560	544	509	508	494
月舘地域	265	251	244	260	250	239

	H18年	H19年	H20年
伊達市全体	4,054	3,994	3,785
伊達地域	674	686	700
梁川地域	1,202	1,169	1,127
保原地域	1,475	1,447	1,296
霊山地域	471	463	443
月舘地域	232	229	219

（各年度5月1日現在／学校基本調査）

7. 中学校の状況

伊達市の中学校の学校数、学級数と生徒の人数は以下のとおりです。
また、生徒数の推移をみると少しずつ減少が続いていることがわかります。

■生徒数 （人）

	学校数	学級数	生徒数			
			1 年	2 年	3 年	計
伊達市全体	6	79	699	667	699	2,065
伊達地域	1	14	113	108	114	335
梁川地域	1	21	199	212	210	621
保原地域	2	28	257	225	256	738
霊山地域	1	10	81	88	85	254
月舘地域	1	6	49	34	34	117

（平成 21 年 5 月 1 日現在／学校基本調査）

■生徒数の推移 （人）

	H12 年	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年
伊達市全体	2,619	2,564	2,380	2,321	2,195	2,202
伊達地域	375	388	364	356	335	309
梁川地域	781	730	682	673	637	676
保原地域	947	927	845	825	788	784
霊山地域	351	356	341	334	298	296
月舘地域	165	163	148	133	137	137

	H18 年	H19 年	H20 年
伊達市全体	2,230	2,213	2,093
伊達地域	366	370	332
梁川地域	691	689	662
保原地域	768	775	736
霊山地域	266	262	256
月舘地域	139	117	107

（各年度 5 月 1 日現在／学校基本調査）

8. 身体･知的障がい児の状況

（1）幼稚園・保育園等における障がい児数

伊達市における幼稚園・保育園等における障がい児数は以下のとおりです。

（人）

		3歳以下	4歳以上
幼稚園	在　籍　児　数	53	780
	在籍障がい児数	0	28
保育園	在　籍　児　数	395	259
	在籍障がい児数	2	8
障がい児通園施設	在籍児数	3	28

（幼稚園：平成 21 年 5 月 1 日現在／こども育成課調べ）

（保育園：平成 21 年 4 月 1 日現在／児童福祉課調べ）

（通園施設：平成 21 年 4 月 1 日現在／ひまわり園調べ）

■身体・知的障がい児数

手帳所持区分	人数
身体障がい手帳所持者数（18 歳未満）	35
療育手帳所持者数（18 歳未満）	93

（平成 21 年 4 月 1 日現在／社会福祉課調べ）

（2）特別支援学級・通級指導教室の状況

伊達市における特別支援学級・通級指導教室の状況は以下のとおりです。

		平成 21 年度
特別支援学級　小学部	学級数（クラス）	13
	在学者数（人）	55
特別支援学級　中学部	学級数（クラス）	8
	在学者数（人）	21
通級指導教室利用者	在学者数（人）	57
	相談者数（実人員）	11

（平成 21 年 5 月 1 日現在／学校教育課、ことばの教室調べ）

（3）盲・ろう・養護学校在籍者数

伊達市における平成２１年度の各種学校の在籍者数は以下のとおりです。

（人）

		平成21年度
盲学校在籍者数	小学部	0
	中学部	1
	高等部	0
	合　計	1

		平成21年度
ろうあ学校在籍者数	小学部	2
	中学部	1
	高等部	0
	合　計	3

		平成21年度
養護学校在籍者数	小学部	11
	中学部	10
	高等部	11
	合　計	32

（平成 21 年 5 月 1 日現在／各学校調べ）

9. 民生委員児童委員の状況

伊達市の民生委員児童委員、主任児童委員の現状の人数は、以下のとおりです。

（人）

地域	民生委員児童委員数	うち主任児童委員数
伊達	25	2
梁川	53	3
保原	50	3
霊山	28	2
月舘	17	2
計	173	12

（平成 21 年 4 月 1 日現在／社会福祉課調べ）

10. 母子保健に関する事業の状況

平成２１年度において伊達市全域で実施予定している母子保健事業及び予防接種事業には、以下のものがあります。

■母子保健事業

事業名	対象	事業のねらい	方式	内容
母子健康手帳の交付	妊婦	妊娠中の健康管理のため	健康推進課にて交付	
妊婦健康診査	妊婦	妊娠中の健康管理のため疾病の早期発見	委託	医療機関委託 妊婦健康診査１５回分公費助成
妊婦歯科検診	妊婦	妊婦の口腔への関心の高揚 乳幼児のむし歯予防の普及啓発	委託	歯科医療機関委託 妊婦歯科検診１回分公費助成
４カ月児健診	４カ月児	疾病の早期発見・健康の保持増進 発育・発達支援	集団	身体計測、内科診察、離乳食指導 ブックスタート事業など
１０カ月児健診	１０カ月児	疾病の早期発見・健康の保持増進 発育・発達支援	委託	医療機関委託
１歳６カ月児健診	１歳６カ月児	疾病の早期発見・健康の保持増進 発育・発達支援	集団	身体計測、内科診察、歯科診察 歯科指導、栄養指導、心理相談など
３歳６カ月児健診	３歳６カ月児	疾病の早期発見・健康の保持増進 発育・発達支援	集団	身体計測、内科診察、歯科診察 歯科指導、栄養指導、心理相談など
すくすく健康相談会	乳幼児	健康の保持増進、発育・発達支援	個別	身体計測、歯科相談、栄養相談など
乳幼児訪問指導	乳幼児	乳幼児の発達確認と育児支援	乳幼児のいる世帯への健康・生活支援	
ミルキィくらぶ（育児教室）	０～１歳	育児に必要な情報提供、育児支援	集団	乳幼児の健康、栄養、歯の衛生について情報提供、育児支援
のびのび教室	要フォロー親子	経過観察児と保護者へのグループ支援	集団	集団遊びや創作、体験を通して経過観察児と保護者への支援
モグモグ食育教室	６～７カ月児	離乳食に関する知識の普及	集団	離乳食のお話と試食、個別相談
カミカミ食育教室	９～１０カ月児	離乳食に関する知識の普及	集団	離乳食のお話と試食、個別相談
親子わくわくクッキング（おやこ食育教室）	小学生と その保護者	食育に関する知識の普及	集団	食育のお話、調理実習
げんき食育教室	乳幼児	食育に関する知識の普及	保育園、幼稚園で食育のお話	
思春期講話	中学生	思春期に関する知識の普及	集団	思春期、健康についての講話

事業名	対象	事業のねらい	方式	内容
育児サークル支援	乳幼児	育児サークルの自立的活動支援	集団	育児サークルの自立的活動を支援、相談など
すこやか子育て相談会	経過観察児	経過観察児の発達確認と育児支援	個別	経過観察児の発達検査、個別相談など
健診精健・事後指導	経過観察児	経過観察児の発達確認と育児支援	個別	１歳６カ月児健診、３歳６カ月児健診後の経過観察児の発達検査、心理相談など
巡回相談会	経過観察児	経過観察児の発達確認と育児支援	個別	経過観察児の発達検査、心理相談、就学相談など
巡回療育相談会	経過観察児	身体的経過観察児の発達支援	個別	身体的経過観察児の発達確認、療育相談など

■予防接種事業

<table>
<tr><th>事業名</th><th>対象</th><th>事業のねらい</th><th>方式</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>BCG</td><td>6カ月未満</td><td>結核予防</td><td rowspan="10">委託</td><td rowspan="10">福島県内医療機関委託</td></tr>
<tr><td>ポリオ</td><td>3～90カ月未満</td><td>小児まひ(急性灰白髄炎)予防</td></tr>
<tr><td>三種混合</td><td>3～90カ月未満</td><td>百日咳･破傷風･ジフテリア予防</td></tr>
<tr><td rowspan="4">MR(麻疹･風疹混合)</td><td>1～2歳未満</td><td rowspan="4">麻疹･風疹予防</td></tr>
<tr><td>5～7歳未満(年長児)</td></tr>
<tr><td>中学1年生に相当する年齢</td></tr>
<tr><td>高校3年生に相当する年齢</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日本脳炎</td><td>3～90カ月未満</td><td rowspan="2">日本脳炎予防</td></tr>
<tr><td>小学4年生</td></tr>
<tr><td>二種混合</td><td>小学6年生</td><td>破傷風･ジフテリア予防</td></tr>
</table>

第3章　行動計画の基本的な考え方

第3章 行動計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、伊達市総合福祉計画の基本理念である「**共に生き共に創る**」に基づいて、「**地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくり**」の基本理念をもって計画を策定します。

伊達市総合福祉計画 基本理念

共に生き 共に創る

伊達市次世代育成支援行動計画　基本理念

地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくり

平成２０年３月に策定した、本計画の上位計画となる「伊達市第１次総合計画」においては、計画の基本理念として、「人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち」を掲げ、『最少の経費で最大の効果が得られる事業・サービス』と『住民の主体的活動、ボランティア、NPO、民間企業などの特性を活かしながら、それぞれと協働する』ことを基本的な考え方に据えています。

本計画も伊達市第１次総合計画の趣旨に沿って、市が効果的な子育て支援策を常に検討し実施していくことに加え、子どもたちの成長を地域全体で支えていくことで、親が子どもを産む喜びと、育てやすい安心を感じながら生活できるまちとしていけるように取り組んでいくことを基本的な考え方に据えていきます。

2. 基本目標

(1) 地域における子育て家庭への支援

子どもを心身共に健やかに育てる舞台の中心は家庭です。伊達市は全国的にみれば多世代同居の世帯が少なくないとはいえ、核家族世帯が増加する傾向にあります。そのため、出産や子育てに不安や悩みを抱える親（子育て家庭）に対して、それを見守り、支える地域の住民、企業、行政など、社会全体がそれぞれの立場で手助けや見守りを行っていくことが求められています。
また、仕事と子育てを両立できる環境や、父親の家事育児への積極的な参加を啓発することにも力をいれて取り組みます。

(2) 親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり

出産や育児の過程において、母性へのいたわりや、妊娠･出産の安全確保、育児不安の軽減、子どもの疾病に関する知識や予防のための健康相談や訪問指導などを行うと共に、地域の小児医療への取り組みを進めていきます。
また、親子の基本的な心のきずなをしっかりしたものにするために、親子のふれあいの機会や家庭づくりのきっかけになるような事業に取り組んでいきます。
障がいのある子どもに対しては、適切な療育の提供と共に、親が子育ての不安や悩みを少しでも解消できるような相談体制づくりを進めることが大切です。
さらに、近年全国的に問題が拡大している家庭での児童虐待に対して、それを未然に防止する相談・啓発などが重要であることは当然ですが、虐待の実態についてはその把握や防止・対応が難しいことも事実です。痛ましい事件につながる危険性をできる限り下げていくためにも、早期発見と早期対応を行える体制の強化や環境づくりが急務となっています。

(3) 子どもを健やかに成長させるための教育の充実

伊達市の学校教育は「ふるさとの豊かさを共有し、未来を開く力を磨く」をスローガンに、『基礎的･基本的な力をつける学校教育の充実』と『各学校の創意を生かした教育』を基本目標に据えて、学力の向上と共に、人間性・社会性を育み、健康を高め、たくましい体を育てることを中心に取り組んでいます。
子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として成長するためには、家庭・学校・地域などでの生活体験や学習を通じて、日々学びとっていく全てがとても大切です。
また、子どもたちは、次代を担う親となっていきます。子どもたちが、心の豊かさや精神的なたくましさ、生命を尊ぶ気持ち、教養や知識を身につけ、夢をもって明るく家庭を築くことができるよう教育や啓発･指導を受けたり、貴重な体験を蓄積できる機会や場を提供できる地域づくりを進めることが重要です。

⑷ 安全で快適な子育て環境づくり

生活環境の整備においては、市営住宅、市道、公共施設などにおいてバリアフリー化を進めることや、防犯・交通安全などに資する環境整備を行っていきます。

また、子どもの遊び場や、子育て家族が楽しく利用できる公園などについては、住民意向が強いことに留意しながら、そのあり方や活用などについて検討していきます。

近年、子どもが被害者となる事件や事故が全国的に増加しており、子どもの安全確保は大都市に限った問題ではありません。通学路や放課後の遊び場などの安全確保をはじめ、児童を狙う犯罪や交通事故の防止など「子ども 110 番の家」などの取り組みを強化するため、地域や警察をはじめとする関係機関･団体の協力による防犯体制を進めることが重要となっています。

⑸ 地域の特色を活かした次世代の育成

伊達市には、豊かな自然や文化、各町が育んできた地域の個性や資源など様々な特色があります。これらの地域特性を再認識し、お互いを補完しながら情緒豊かな次世代の育成や明るい家庭づくりに活用していくことが可能です。

また、日常の地域での生活において性別や世代の異なる人々が自然に交流しあえるきっかけづくりとして、住民交流や世代間交流の機会や場をつくりだしていくことが大切です。

職業生活と家庭生活についてその両立を望む人については、仕事と日常生活のバランスをとることを支援できる社会づくりが求められています。少子社会においては、仕事と子育ての両立に向けて、職場における関係法制度の普及･定着や、男女共同参画社会の推進、保育サービスの充実などを進めていきます。

⑹ 地域内･地域間のネットワークづくりの推進

地域ぐるみで次世代を育成し、子育てしやすいまちづくりを推進するためには、地域のネットワークづくりが不可欠です。

ネットワークづくりは、前述の各項目に内包される課題や方向性でありますが、本計画に重点的に位置づける意味からも、６つ目の基本目標として重視していきます。

市では、保育サービスの提供のみならず、不安や悩みを気軽に相談できる窓口や子育て支援サービスの中核的な拠点を整備すると共に、地域社会におけるネットワークづくりの推進をはたらきかけます。

各地域においては、地域それぞれの特徴を考慮した地域内のネットワークづくりがまず重要ですが、市内各地域が相互に連携しあいながら、協調や補完的な役割を担い合うことも重要であることから、伊達市全体の子育て支援のあり方を地域間で話し合えるしくみも必要です。

3. 施策の体系

（基本理念）　（基本目標）　（施策の方向）

- **地域ぐるみで安心して子育てしやすいまちづくり**
  - 地域における子育て家庭への支援
    - 保育サービスの充実
    - 子育て支援サービスの充実
    - 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり
  - 親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり
    - 安全な妊娠・出産の確保
    - 親と子の健康の確保
    - 愛情豊かな親子のきずなづくり
    - 母と子への医療の提供と療育の充実
    - 児童虐待防止対策の推進
  - 子どもを健やかに成長させるための教育の充実
    - 家庭や地域の教育力の向上
    - 学校教育の充実
    - 食を通じた人間性の育成
    - 子どもの健全育成の推進
    - 次代の親の育成
  - 安全で快適な子育て環境づくり
    - 生活環境の整備
    - 子どもの安全確保
    - 有害環境対策の推進
  - 地域の特色を活かした次世代の育成
    - 自然とのふれ合いを通じた情緒豊かな次世代の育成
    - 世代間交流の推進
    - 企業等への啓発と関係機関の連携
  - 地域内・地域間のネットワークづくりの推進
    - 子育て支援に関するネットワークづくり
    - 地域間交流の推進

第4章　基本目標と施策の方向性

第4章 基本目標と施策の方向性

1. 地域における子育て家庭への支援

(1) 保育サービスの充実

●現状と課題●

伊達市内には、認可保育園が８ヶ所（市立３ヶ所、私立５ヶ所）設置されています。核家族化や働く女性の増加にともなって、保育サービスの需要は高まっており、ほぼ定員かそれ以上の受け入れを弾力的に行っています。

特に中心市街地や周辺地域、また福島市からのベッドタウンとして人口が伸びている地域では、保育サービスの需要に対して十分な受け入れができず入所待ちが生じる状態ともなっています。一方、人口が減少している農山村地域などでは、自然に恵まれた環境や家族による保育が得られやすいケースもありますが、同世代の子どもたちとの交流や親同士の交流が少ないため、子育てに対して不安や孤立に陥るケースも考えられます。

就学前教育については、市立幼稚園 13 ヶ所、私立幼稚園 2 ヶ所が運営されており、昨今の保育ニーズを背景に、平成 19 年 4 月から梁川地域の 4 幼稚園で 2 年保育を開始し、預り保育は朝 1 時間と午後 6 時 30 分まで対応し子育てを支援しています。

施設については、耐震化・老朽化が課題となっているケースもあり、今後より利用しやすい施設環境の整備が必要となっています。

今後については、乳幼児保育のさまざまな課題を解消するため、保育と教育という区分だけではなく、幼保の一体的な保育を行う認定こども園の設置が必要となっています。

●主要な施策や取り組み●

（！）印＝重点施策

（！）■幼保の一体的な保育の推進と市・私立の保育園と幼稚園の連携や情報交換を進めます。

（！）■子育て家庭の保育需要を把握・検討しながら、乳幼児保育・延長保育・一時保育・休日保育・病児病後児保育などの充実を図ります。

■保育園については、現在弾力的受け入れで定員超過となっている施設について体制の充実など運営の適正化を進めると共に、老朽化が進む施設の整備についても計画的に進めます。

■健やかな身体と豊かな人間性を育む保育を行っていきます。また、質の高い保育を提供するために、保育士の資質の向上に取り組みます。

（！）■育児相談や指導、情報提供や支援活動の拠点となる「地域子育て支援センター」の整備と充実を図ります。

施策に関する指標

保育園入園児童数……平成 21 年度現在値 654 人 → 平成 26 年度目標値 758 人

幼稚園 3 年保育実施園数……平成 21 年度現在値 5 園 → 平成 26 年度目標値 11 園

幼稚園の延長保育利用者数……平成 21 年度現在値 183 人/月 → 平成 26 年度目標値 240 人/月

認定こども園数……平成 21 年度現在値 0 ヵ所→ 平成 26 年度目標値 2 ヵ所

(2) 子育て支援サービスの充実

●現状と課題●

次世代育成支援行動計画の策定に先立って行っている住民アンケートの結果でも、子育てに関して日常何らかの不安を感じている親が多くを占めています。

近年は、核家族化の進行により、家庭で一人悩みながら子育てをしている母親が増えており、母親が子どもと二人きりで在宅で過ごす「育児の孤立化（孤育て）」への懸念が増加しています。

また、隣近所や地域との関わりが薄れていることや、少子化によって近隣に同じような子育て期の家庭が少なくなっていることなどからも、近所での会話、相談や助け合いなどを行える場面も減っています。

こうしたことから、子育てをめぐる様々な支援サービスが求められます。

子育てに関する情報提供、相談体制の強化に加え、親同士の交流の機会や場の提供、地域での相談や助け合いのしくみの再構築などが、これからの子育て家庭を見守り、安心して子育てに向き合える環境づくりが今後の課題となっています。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

■放課後児童健全育成事業（学童保育）について、現在の設置（実施）及び利用意向を把握・勘案して、待機児童の解消などその充実を図ります。

❗■保健センターが実施している、子育て家庭を支援する事業・相談の充実や、そこで活動する子育てサークルなどの活動を支援します。

■地域子育て支援（相談）センターの役割や利用に関するＰＲを通じて、その周知と利用の拡大に努めます。

❗■ファミリーサポートセンター事業の促進を図ると共に、今後の全市的な位置づけについて検討します。

■伊達市５地域が有する各種拠点施設（各種会館、児童館、図書館、公園など）を有効に活用して、子育て支援に関わる諸活動（子育て親子のコミュニケーションの場、子ども同士の遊びの場、親同士の情報交換や子育てサークル活動など）に活用できるような事業の実施や、実施団体への支援を行います。

■幼保の一体的な保育の推進と市・私立の保育園と幼稚園の連携や情報交換を進めます。（再掲）

■子育て家庭への経済的支援として現在行っている児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の給付を推進すると共に、乳幼児・小学生医療費の助成、保育料の軽減、就学援助、奨学金の貸与などを継続し、経済的な負担の軽減を図ります。

施策に関する指標

放課後児童クラブ利用者数……平成 21 年度現在値 487 人 → 平成 26 年度目標値 858 人

子育て支援センターの利用件数……平成 20 年度現在値 4,326 件 → 平成 26 年度目標値 6,500 件

(3) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

●現状と課題●

仕事と子育ての両立を望む人が、それを実現するためには、個人や家庭での努力だけでは困難です。次世代育成支援行動計画の策定に先立って行っている住民アンケートの結果でも、６割の方が仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備を望んでいます。

また、昨今の経済情勢の悪化により、非正規労働者の増加や失業者が多くなっており、雇用の場と収入の確保が大きな課題となっています。

保育サービスや子育て支援サービスの充実はもとより、企業や労働者自身が、仕事と子育ての両立により強く向き合い、男性を含めた働き方の見直しや、育児･介護休業制度の普及･啓発をはじめとして、子育てしやすい職場づくりや、子育てに理解や協力が得られやすい社会づくりを進めていくことが大切です。

一方で、祖父母、兄弟、地域の方々の一層の理解や支援も必要となります。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

！ ■育児休業制度など関係法制度の普及･定着が進むよう、企業にはたらきかけます。また、家庭参加のための年次休暇の取得など、仕事第一の意識から、仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくりや労働者自身の意識づくりのための啓発を行います。

■雇用の場を確保するため、企業に雇用の創出をはたらきかけます。

■男女共同参画社会の実現に向けた啓発と、男性の家事･育児参加をはたらきかけます。

■保育需要に合った保育サービスを柔軟に検討し、実施していきます。また、保育サービスではカバーできない現状については、祖父母や兄弟、地域の方々の理解と協力を促すためにも、住民の「子育て支援意識の醸成」につながる啓発活動を行います。

■国･県･関係団体などと連携しながら、子育てしやすい職場の啓発を行います。

2. 親と子どもの健康の確保と明るい家庭づくり

(1) 安全な妊娠･出産の確保

●現状と課題●

妊娠･出産を経験する女性に不安はつきものですが、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、家族や友人、地域の人々との接触が少なくなることで、妊婦は孤立しがちになり、妊娠や出産に関する悩みを相談できないまま抱え込むケースが増えています。

出産に関する女性の不安をできるだけ取り除き、出産や育児を明るく幸せな経験であるととらえていけるよう、保健センターを中心とした相談･指導や、妊婦や母親同士のふれあう機会を提供することが重要です。

また、子どもが心身共に元気で心豊かに成長していくためには、母親が健康な状態で妊娠･出産ができることが大切です。そのために必要な医学的管理と保健指導の充実を図る必要があり、地域の医療機関とも連携しながら、安心して出産ができる環境づくりを行っていくことが重要です。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■妊娠から出産、育児を通じて母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進を図るために母子健康手帳を交付します。

！■妊娠・出産に関する不安の解消や必要な知識の提供、妊娠中の生活を健康的で楽しいものとするために、保健師や栄養士による保健指導や栄養指導、母子健康相談を今後も継続して実施します。

■喫煙や飲酒が胎児に及ぼす影響について、妊婦のみならず広く市民への周知に努めます。

■妊娠･出産や妊婦の心の状態などへの家族の理解を深め、妊婦の孤立化防止などに努めます。

■妊娠中のトラブルなどを早期に発見し対応するために、妊婦健診や歯科検診の充実を図ります。また、特別な保健指導が必要と判断される妊婦の把握とその支援を行います。

■必要に応じて妊産婦訪問指導を実施します。

■地域の医療機関との密接な連携を図ります。

(2) 親と子の健康の確保

●現状と課題●

親と子の健康を確保するためには、妊婦から出産、育児の各場面における親子間の愛情を持った関わりが必要です。このことが、育児不安やストレスの解消につながると共に思春期を含む子どもの心の問題の予防と心の健康につながります。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康を確保するために健診の充実を推進していくことが大切です。

子どもを健康に成長させるために必要な運動・食事・睡眠などの健康管理や事故防止などについて、親自身が正しい理解と知識をもつことが重要となっています。

●主要な施策や取り組み●

! 印＝重点施策

■母子健康相談や子育て相談、育児教室をはじめとする講習･教室などの実施や、その充実と参加の促進を図ります。

■新生児及び乳幼児訪問指導を実施します。

■定期健診の実施により、引き続き子どもの健康保持に努めます。また、健診の結果、支援が必要と判断される場合は、関係機関と連携を図りながら、適切な助言･指導を行います。

! ■子どもの運動･食事･睡眠などの健康管理によって生活習慣を確立するためには、保護者自身の生活習慣の見直しや確立が必要であることから、食生活指導や子育て相談･育児教室などを通じて、保護者への助言･指導を行います。

■疾病の予防のために引き続き予防接種を実施します。

■乳幼児歯科検診やブラッシング指導を実施してむし歯予防のための助言･指導を保護者に対して行います。

■誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、パンフレットの配布などにより啓発を行います。

■乳がん検診や子宮がん検診、人間ドックの利用促進など、保護者の健康管理について啓発･指導を行います。

施策に関する指標

子育て支援(相談)センターの相談件数……平成 20 年度現在値 125 件→平成 26 年度目標値 185 件

(3) 愛情豊かな親子のきずなづくり

●現状と課題●

親と子どもが愛情を深めることは、親と子どもの心を豊かにするばかりではなく、子どもの成長・発達に見合った子育てが可能となり、児童虐待の未然防止にもつながります。

このためには、親子がよりきずなを深めることができる、ふれあいの機会を提供することが必要です。

親子のきずなづくりについては、母親のみではなく父親と子どものきずなづくりへの一層のはたらきかけが必要です。安心できる子育てには、母親だけに育児や家事を集中させず、父親も育児や家事に積極的に参加することが第一です。これを促すためにも、父親と子どものきずなづくりが大切です。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

■親と子が一緒に遊ぶことができるレクリエーション活動などや、保健センターが行う母子保健や栄養改善指導など親子参加型の事業を通じて、親子の共通体験やきずなづくりを重視します。また、その参加促進や継続的な実施に努めます。

■かつて家族がふれあう良い機会であった家庭の伝統行事などを絶やさないよう、その時期や内容の紹介、啓発を進めます。

■子育て中の親たちの集まりやサークル活動について（例：父親の子育て参加、地域参加を進める有志活動などが全国的に増えています）、その運営における相談や、活動への支援を進めます。

❗ ■出産や子育てに関して、父親や家族の理解を深めるために実施する、各種健康相談や健診の場などへの積極的な父親の参加をはたらきかけます。

(4) 母と子への医療の提供と療育の充実

●現状と課題●

小児医療は、安心して子どもを育てる環境の基礎となるものですが、小児専門医は全国的に減少傾向にあります。

今回のアンケート調査でも、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備が就学前では５割、小学生では６割の保護者から要望が出ています。

安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、小児科専門の医療機関や緊急医療機関との連携を図り、地域での医療提供を安定的なものとしていく必要があります。市内の地区によっては、そうした医療機関との距離がさまざまであり、地域がそれぞれに抱える不安や不便さの解消に努めることが重要な課題となっています。

また、母親への適正な医療提供としては、妊娠・出産・新生児期に至る周産期医療体制の整備も必要です。

さらに、障がいのある子どもについては、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのあるなしにかかわらず、幼児期から共に学び、共に育つ教育に取り組むことが大切であるとの考え方が一般的になっています。

障がいをもつ人とふれあい、知り合う機会を増やし、障がいに対する正しい理解と認識を深めることも大切です。

一方、障がいのある子どもが、地域で安心して生き生きと生活できるよう、一人ひとりに応じた適切な療養及び教育の充実や、社会参加や自立を支援する配慮が必要となります。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■医療機関と連携を図りながら、子どもに対する医療の提供に努めます。

■健康相談の場や訪問指導などにより健康状態の把握に努め、必要に応じて適正な医療の提供について助言･指導を行います。

■周産期医療体制の整備について、医療機関等にはたらきかけます。

■ひとり親家庭への医療費の助成、乳幼児･小学生の医療費助成など、今後も医療にかかる負担の軽減を図ると共に、市の広報紙やホームページなどを活用して制度の周知と利用を促進します。

！■各種健診、健康相談や療育相談の場を活用して、子どもの発育や発達に不安がある場合の適切な相談対応を行います。

■障がいのある子どもに対する関係機関の連携を強化します。

■障がいのある子どもに関する総合的な相談窓口を明確化し、その周知と利用しやすい窓口体制に努めます。

■子どもの状況に応じた適切な療育の提供と、障がいに関する保護者の理解の促進を図ります。

(5) 児童虐待防止対策の推進

●現状と課題●

子育て家庭の親が、まわりの人たちと相談する機会も少なく、ともすれば孤立しがちな状況において、子育てがプレッシャーになるなど、精神的な理由から子どもの虐待が増えています。

児童虐待そのものは、様々な原因や親の精神の健康の問題などが含まれるものですが、日常のしつけと虐待の境目にあって、相談やアドバイスによって予防が可能なケースも少なくありません。

また、乳幼児健診などの際に、育児不安やストレスを抱える親の把握や、子どもの状態を確認するなどの予防活動も大切になっています。

現実の問題としては、そうした見守り以上の予防策・対処策が打ちにくいこともあり、虐待防止のネットワーク化とその充実強化が重要となっています。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■子どもの虐待の発生予防のために、早期発見･早期対応と、関係機関の情報交換を行う児童虐待防止に関する「要保護児童対策地域連絡協議会」などを通じて連携と推進を図ります。

■虐待の早期発見のために保健センターが実施している乳幼児健診や相談で心理相談等の強化充実を図ります。

■市の広報紙やホームページなどを活用し、児童虐待の防止に向けた普及･啓発を行います。

！■非行相談や児童虐待対応を含めた相談窓口を整備し、民生児童委員、主任児童委員、家庭児童相談員、児童相談所などと連携しながら、子ども･家庭への支援を進めます。

■母子健康相談や乳幼児健診、保育園、幼稚園、小学校･中学校を通じ、育児に関して不安をもつ家庭を支援し、必要に応じて適切な子育て支援サービスの利用を勧めます。また、こうした育児不安などに対する相談を通じて、虐待の発生防止に努めます。

3. 子どもを健やかに成長させるための教育の充実

(1) 家庭や地域の教育力の向上

●現状と課題●

子どもが健やかな成長を果たすためには、家庭の役割が最も重要であることは言うまでもありません。

すなわち、子育てに関わる親の意識が、子どもの健全育成に大きな鍵をにぎっています。核家族が多い現代社会では、親が子育てを行う社会的な意義や、子育てに関する知識を吸収する機会を新たに設けていくことが必要になっています。

これからの子育てに関わる親の資質の向上や、家庭における教育のあり方を見つめ直し、家庭教育を充実させていくことが大切です。

また、「子は社会の鏡である」と言われるように、大人たちが子どもを育て見守ることのできる人間であることが重要であり、地域社会がいかに子どもたちを育成できるかが、今後の次世代育成において重要となっています。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

■乳幼児健診や就学時健診など、多くの親の集まる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育について、学習する機会の提供や各種情報の提供を行います。

❗■教育委員会において、家庭教育に関する相談対応や家庭学級講座、各種講演会を実施すると共に、より一層の周知と参加の促進を図ります。

■児童への絵本の読み聞かせなど、情操教育につながる事業などに取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

■スポーツ活動やレクリエーション活動を推進します。

■芸術鑑賞や体験活動などを組み込んだ学習や事業に取り組みます。

■市の広報紙やホームページなどを活用し、家庭教育につながるテーマや情報の提供を行います。

■次代の親となる中学生･高校生に対し、出産や子育てへの理解や夢を持ってもらうために、子育て世代や子育てサークルとの交流、親になる体験プログラムなどの実施に取り組みます。またそうした機会や場の提供、支援を行います。

⑵ 学校教育の充実

●現状と課題●

学校教育には、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の形成、個性を活かし、自ら学び自ら考える力など、「生きる力」を育成することが求められています。

次代を担う子どもたちに、自分を大切に思うと同時に他者も尊重し大切に思う心を育むことが重要ですが、実際の世の中は、心の貧しい様々な事件や出来事が日々繰り返され、「心の教育」を難しくしていることも事実です。

子どもたちの豊かな心と生きる力を育むために、すでに市内の学校では地域と連携して特色のある学校づくりに取り組んでいます。

今後はより一層、家庭、学校、地域が協力して、子どもを取り巻く地域環境の安全や健全さを守り、基本的な学力の向上と共に、豊かな心の育成を進める教育に力を入れていくことが重視されます。

発達に遅れのある子どもや、障がいのある子どもなど、それぞれの子どもたちの特性に応じた教育が行える環境づくりも大切です。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

■家庭や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

■創意工夫を凝らした魅力ある教育の実現に努めると共に、学力の向上を目指します。

❗■子どもの体力低下、生活習慣の乱れや肥満を防止するために、スポーツに親しむ習慣や意欲の高揚を促します。また、心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけさせるための健康教育を推進します。

❗■不登校や非行問題について、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりを推進し、相談体制を充実します。

■学習障害（ＬＤ)、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ)、自閉症などをもつ子どもへの支援のため、個別の支援計画に基づき、多様なニーズに対応できる仕組みの整備に努めます。

■障がいのある子どもに対しては、障がいの特性に応じた教科指導を行うために、必要な時間に特別な場で教育や指導ができる体制の整備に努めます。

⑶ 食を通じた人間性の育成

●現状と課題●

乳幼児期から青少年期の食生活の習慣は、生涯にわたる健康の基礎になると言われています。

物の豊かな時代に、食べ物の嗜好も多様化しており、現代人は、必ずしも安全で身体に良い食事を選択する知識や力が身についていません。また、家族全員が一緒に食卓を囲む習慣が少なくなると、子どもに正しい食習慣を自然と育んでいた機能も失われてしまいます。

現状では、育児教室や食事や料理に関する教室、乳幼児健診や育児に関する相談などの場において、正しい食習慣の確立や子どもの成長に必要な栄養の摂取について助言や指導を行っています。

また、小学校･中学校においても子どもに社会性を身につけさせるための一環として「食」に関する指導を取り入れるようになってきましたが、最近では、中学生など思春期の子どもは容姿や周囲の目を意識することから、誤った知識でダイエットなどを始めることで偏食や少食などの弊害を起こすことが課題となっています。

一人ひとりが、「食」に留意して、考え、判断・行動できるようになるための「食育」を、給食や体験学習、地産地消の推進などを通じて進めていくことが大切です。

●主要な施策や取り組み●

印＝重点施策

■身体づくりの基礎となる乳幼児期から、食べ物の大切さを、育児教室や食事や料理に関する教室、乳幼児健診や育児に関する相談などを通じて周知します。

■栄養バランスや食事のリズムを身につける学習の機会や、調理などの体験を通して食べ物（食事）に興味を持たせる事業などを通じて、食育を推進します。

■朝食の大切さや、おやつのとり方（むし歯予防）など、家庭生活における食事の注意点などを啓発します。

■各種相談機会を通じて、近年増加傾向にある孤食の防止を図り、「食を通じた社会性の育成」への理解を広めます。

■保育園･幼稚園での給食や野菜づくりなどの体験を通して、幼児期の食育を推進します。

■小学生を対象とした料理講座の開催や菜園づくり、中学生など思春期の子どもに対しては、成長に必要な栄養の摂取と、肥満の防止などに関する知識の普及などを進めます。

■国、県、関係機関及び関係団体と連携しながら食育の推進に努めます。

■地場産品に関する知識や、行事食、郷土食を体験する機会を通じて、地域の食文化の吸収や、「食」に対する関心を育みます。

(4) 子どもの健全育成の推進

●現状と課題●

少子化が進むことによって、家庭での兄弟姉妹による人間関係や地域の子ども同士の遊びなど、多くの子ども同士の関係や異年齢の交流をする機会が少なくなっています。

子どもたちが、同年代や異なる年齢の子どもたちと遊んだり、様々な世代が集まる場での交流を体験することで、社会に関わり、人間関係を学ぶことに役立ちます。

保育や教育という視点だけでなく、多くの人々との関わりによって、子どもたちが生き生きと成長できる機会をできるだけ多く創出していくことが重要です。

思春期特有の健康や性、心の問題に対する適切な対応策は、都市化などの社会環境に因らず、現在の高度な情報社会において重要な事項となっています。

特に、青少年が飲酒・喫煙のみならず、シンナー・麻薬・覚せい剤などの中毒に陥る危険性は、身近な日常社会に潜んでおり、ちょっとした興味で手を染めてしまう環境にあります。

また、福島県では１０代の性感染症や人工妊娠中絶の増加が大きな問題となっており、性に関する教育や、健康や命の大切さの教育をより一層進めなければなりません。

さらに、不登校、いじめ、心身症や引きこもりなど、子どもの成長段階に応じて様々な心の問題の発生に留意して、育成や手助けを行っていく必要があります。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

！■子どもが放課後を安全に過ごすことができるよう、放課後児童対策に力を入れます。

■社会活動への参加や、生涯学習、交流事業などを通じて、子どもが社会経験を積む機会を増やします。

！■学校では、家庭・地域社会との連携を図りながら、思春期の子どもに対し、性に関する正しい知識や性感染症の怖さなどについての教育を充実します。また、家庭における子どもの性教育や子どもの発達段階に応じた性教育のあり方について、関係機関と連携を図りながら啓発します。

■未成年者による薬物乱用や飲酒・喫煙、生活習慣の乱れなどについて、家庭や学校、関係機関と連携を図り、防止に努めます。

■ひきこもりなど思春期の心の問題に対応するため、家庭、学校、地域、関係機関などが相互に情報交換を強化し、相談などができる体制を充実します。

■子どもを心身共に健全に成長させるためには、子ども自身の権利の尊重や地域全体での取り組みが必要であることから、市の広報紙やホームページを通じて啓発を行います。

施策に関する指標

放課後児童クラブ利用者数……平成 21 年度現在値 487 人 → 平成 26 年度目標値 858 人

(5) 次代の親の育成

●現状と課題●

男女が協力し合って、家庭を築く（家事や育児・しつけなどを協力し合って行う）男女共同参画の意識も浸透してきましたが、実際の生活場面では、性別役割の意識や習慣なども根強く残っています。

男女が協力して家庭を築くことや、人間が子どもを産み育てることの大切さについて教育や啓発を拡げていくことによって、次代の親となる青少年層が、夢を持って明るく家庭を築くことができるよう、「次代の親の育成」を推進することが重要となっています。

また、何よりも今の青少年層の手本となるよう、青少年の親や、地域の大人たちが家庭やそこで共に暮らす家族の素晴らしさを、改めて認識して生活していくことが大切です。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■次代の親となる中学生･高校生に対し、出産や子育てへの理解や夢を持ってもらうために、子育て世代や子育てサークルとの交流、親になる体験プログラムなどの実施に取り組みます。またそうした機会や場の提供、支援を行います。（再掲）

！■男女が共に協力し合って家庭を築く（子育てをする）意義や意識の啓発、家庭の大切さなどに関する啓発を実施します。

4. 安全で快適な子育て環境づくり

(1) 生活環境の整備

●現状と課題●

安心して子育てに取り組める生活環境づくりについては、まず、各種公共施設や道路、公共交通機関のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、身近な生活環境における公園や緑地の整備・維持管理を定期的に行い、安全で利用しやすい環境づくりが大切です。

公園や遊び場に関する要望としては、前回のアンケート調査における回答や意見の中に「近くに遊び場がない」、「雨の日に遊べる場所がない」「気軽に集まる場所がない」といった声が数多く見受けられた点に注目し、住民意向の細かな点に留意する必要もあります。

一方、今ある環境を有効に活かしていくためには、既にある様々な施設や遊び場的な要素について紹介することや、閉じこもりがちな子どもが増えている昨今の状況に合わせて、外遊びの楽しさを啓発したり、住民参画による遊び場づくりを考えていくことも大切です。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■子育てにやさしいまちづくりを推進するため、公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念に基づき、福島県の「人にやさしいまちづくり条例」の内容に沿った整備を進めると共に、民間施設の設置者などに対しても制度の普及と啓発に努めます。

■道路の段差解消などについて、関係機関との連携により、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

■低床バスの導入促進やまちなかタクシーなど、あらゆる人にやさしく利用しやすい公共交通機関の整備について、関係機関にはたらきかけます。

■良質な住宅の確保のため、市営住宅の状況について必要な情報提供を行ったり、持ち家を希望する世帯への必要な情報の提供を行います。

■公園などの維持・安全管理について、所管者、地域住民やボランティアなどと連携して行います。

■既存の公園や各種施設を有効に活用してもらえる情報提供や、サークル活動などへの支援、開放スペースづくりなどを進めます。

！■伊達市５地域が有する各種拠点施設（各種会館、児童館、図書館、公園など）を有効に活用して、子育て支援に関わる諸活動（子育て親子のコミュニケーションの場、子ども同士の遊びの場、親同士の情報交換や子育てサークル活動など）に活用できるような事業の実施や、実施団体への支援を行います。（再掲）

(2) 子どもの安全確保

●現状と課題●

子どもは、生活一般のさまざまな場面において弱者です。その身に迫る危険に対して適切に身を守ることが必ずしもできないことから、親はもちろん、地域の大人全員が、子どもを取り巻く危険をできる限り除き、安全を確保する必要があります。

特に、通学時間帯の児童・生徒に被害を与える交通事故の発生が全国で後を絶ちません。子どもたちをこのような危険から守るよう、交通安全に関する対策事業が重要です。

また、近年の不審者の侵入による事件などへの不安から保育園・幼稚園・小学校の不審者侵入防止などの安全対策を求める要望が多くなっています。

他にも、近年児童を狙う犯罪が全国的に多発化しており、伊達市においても子どもたちの安全を守る活動の強化が急務となっています。

●主要な施策や取り組み●

印＝重点施策

■地域住民や警察と連携協力し、通学路の交通安全や児童を狙う犯罪防止のための活動や見守りに努めます。

■子どもの緊急避難場所のより一層の確保のために「子ども 110 番の家」などの見守りや避難に関する事業への参加の依頼などを進めます。

■歩道がない道路における歩車道分離への対策、交通危険箇所へのガードレール、街路灯の設置を行います。

■通学路や狭い道などで子どもが交通事故に遭う可能性が高いことをドライバーに啓発し、交通法令や交通マナーの遵守を促します。

■交通安全教室による、子どもの交通安全に関する知識や意識の向上に努めます。

■学校だよりや市の広報紙やホームページなどを活用して、子どもや家庭に対して防犯や交通安全に関する知識の普及や啓発を実施します。

■身近な地域の「子どもの安全マップ」などの作成・配布を住民主体で行うことについて支援します。

(3) 有害環境対策の推進

●現状と課題●

高度情報社会において、さまざまな情報がインターネットやメディアを通じて大量に流通している現状は、知識や教養、社会的な視野を拡げることなどが容易になった利点もある一方で、子どもが有害な情報に触れる機会を無造作に拡大してしまっている問題があります。

情報の内容も多岐にわたっており、露骨な性描写や暴力表現を多く含むものや、有害図書・メディアの宣伝であったり、出会い系サイトの勧誘や風俗情報など、子ども自身の意思にかかわらず有害な情報があらゆる経路から伝達される危険性が高まっています。

特に、パソコンや携帯電話などの情報端末の普及は、便利さや子どもとの連絡手段としての安心感の反面、親の目の届かないところで子どもが常に有害情報にさらされる危険性を持っています。

これらは、現代特有の問題として、子どもの健全育成の視点から意識的に取り組んでいかなければならないものとなっています。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

❗ ■子どもがパソコンや携帯電話を使用することについて、まず親が情報社会や情報機器の危険性に理解を持ち、子どもを害悪から守る必要があることを啓発します。
また、学校との連携により、有害情報から子どもを守る方法や家庭でのルールづくりなどについても啓発します。

■学校だよりや市の広報紙やホームページなどを活用して、子どもや家庭に対して有害情報の危険性に関する知識の普及や啓発を実施します。

5. 地域の特色を活かした次世代の育成

⑴ 自然とのふれ合いを通じた情緒豊かな次世代の育成

●現状と課題●

伊達市を構成する５町は、阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる北部と、阿武隈高地からなる南部の大きく２つに区分されます。市の西部を阿武隈川が流れ、市の中心部は田園や果樹畑など広大な農地、市の南部及び東部には南北に標高５００～８００m程の阿武隈高地が連なっており、豊かで変化に富んだ特徴のある自然や地形･風土を有しています。

豊かな自然が多く残っている地域であることから、自然との育みの中で心身共に調和のとれた人格の形成が期待されます。そのためには、幼少期からより多くの自然に接し、自然の営む現象から学ぶ機会を子どもたちに与えることが大切です。

また、生まれ育った地域の自然・文化・歴史や生産品・特産物などを知り、地域に誇りや関心を持ち、情緒豊かな子どもを育むためにも、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域、生産者･事業者などの連携や協力によって、地域の特色を活用した子育てを勧めていく取り組みが重要です。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

！■児童や生徒が自然や歴史･文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に親と子が一緒に体験したり自然とふれあえるような取り組みを、学校などと連携を図りながら進めていきます。

■子どもが心身共に健やかに成長するために、学校をはじめ、生産者や事業者との連携により、自然環境や地域の生産品や特産物などを活かした体験学習活動などの機会の確保と提供に努めます。

■子どもたちに豊かな自然を残すための環境保護の推進や、環境保護に係るＮＰＯなどの活動を支援します。

(2) 世代間交流の推進

●現状と課題●

近年の核家族化の進行や地域社会の衰退は、社会の様々な人の交流や連帯感などの希薄化を招き、子どもをとりまく環境を大きく変化させました。

子どもが地域の大人やお年寄りから、昔ながらの知識や経験・工夫などを学びとる機会が減少すると共に、親や地域から代々受け継がれてきた文化の伝承が難しくなっています。

保育園、幼稚園、小学校などでは、市内の高齢者から昔あそびや創作技術の伝承（凧づくり、和紙づくり）による交流、老人福祉施設の訪問などを通じて入所高齢者との交流などを行っています。

今後も、世代間交流の一層の推進を図ると共に、一過性の催しだけではなく、より日常における自然な交流の場や機会に結びつくようなしくみを含めて検討していくことが大切です。

それらの交流を通じて、昔ながらの知識や経験を学んだり文化を伝承するだけではなく、人と人が相互に支え合うことの大切さや思いやりを学ぶことを重視しなければなりません。

●主要な施策や取り組み●

! 印＝重点施策

! ■高齢者対象の地域参加事業において、子育て中の親子にも積極的な参加を促して、高齢者との交流によって世代の垣根を越えて地域で支え合う土壌をつくっていきます。

■保育園、幼稚園、小学校・中学校で実施する世代間交流に関する行事や授業などについて、適切な助言や情報提供などの支援を行います。

■世代間交流の促進を図り、地域の文化の伝承に努めます。

■各世代が交流することは、地域の子育てネットワークの推進や地域の教育力の向上にもつながることから、学校、公民館、児童館、社会福祉協議会などが連携を強化して、中学生・高校生とお年寄りの世代間交流を促進します。

(3) 企業等への啓発と関係機関の連携

●現状と課題●

男女共同参画社会の進展にともなって、男性の家事や育児への積極的な参加が家庭の子育て力の向上の大きな鍵となっています。

雇用の分野においては、子育て中の家庭への配慮が義務づけられたほか、育児休業制度の義務づけなど、仕事と子育ての両立に関する法整備が進んでいます。しかし、男性は外で仕事をするもの、子育ては女性がするもの、という固定的な意識は根強いものといえます。男性がよりスムーズに子育てに参加できる環境づくりのためには、企業に向けての行政のはたらきかけをはじめ、企業から従業員への支援、職場環境の改善や意識の変革などが重要になっています。

今後は、男性・女性を問わずにライフステージに合わせた多様な働き方ができ、周囲にも理解されるような職場環境づくりへのはたらきかけや、そうした働き方に基づく保育ニーズに対応する保育サービスの提供や充実などに、力をいれていくことが必要です。

●主要な施策や取り組み●

印＝重点施策

■「働き方の見直し」の普及や、職場優先の意識や働きやすい環境を阻害する慣行などの解消に向けて、事業主はもとより労働者自身も意識改革が必要であるため、啓発します。

■固定的な性別役割分業の是正や家事・育児における男女共同参画の推進について、市の広報紙やホームページなどを活用して、啓発を実施します。

■地域全体で次世代育成支援に関する取り組みを推進するために、地域やその活動組織との連携を一層強化します。

■たとえば、授業参観など学校行事に参加するなどの理由で、仕事を休むことがうしろめたい気持ちにならないような工夫や取り組みを進めてもらえるよう、企業等に子育て支援への理解や取り組みを促します。

■行政と地域の企業等が交流する機会を設け、懇談会などを行います。

6. 地域内･地域間のネットワークづくりの推進

(1) 子育て支援に関するネットワークづくり

●現状と課題●

保育や子育て支援に関するサービスや相談体制などを有効に機能させ、開かれた形にすることで､誰もが利用しやすく､利用者のニーズに合ったサービスとしていくことが大切です。

また、様々な人材の発掘･育成･活用や、支援を求める人と手助けができる人との結びつきなどをコーディネートする地域環境を醸成するためにも、子育てをめぐる連携や情報交換のネットワークづくりが重要となっています。

●主要な施策や取り組み●

❗印＝重点施策

❗■伊達市５地域にそれぞれ「(仮）子育て支援地域協議会」を設置して子育て支援の機関、団体､サークルなどのネットワークや情報交流の場づくりを行っていきます。また年に1回は、５地域の各協議会から代表者が参加する全市版の協議会を開催します。

■子育てサポーター（子育て支援に適する人材）の発掘や育成に努めると共に、登録･活用を推進します。

■子育てサークルのネットワーク化や子ども会活動､スポーツ少年団などの活動を推進します。

■地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め､地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発と情報提供に努めます。

❗■「子育てガイドブック」､「子育てマップ」､「子育て関連の情報紙」などの作成･配布を市民主体で行うことを支援します。

■社会福祉協議会、民生児童委員、主任児童委員、保育園、幼稚園、児童館、児童相談所などの関係機関同士の連携を強化します。

(2) 地域間交流の推進

●現状と課題●

伊達市の５地域は、それぞれの歴史や沿革を持ちながら、前述のように各々豊かな自然とそれを活かした生産品･特産物を持つ特色のある地域となっています。

また、子育て支援に活用できる基盤整備や拠点となる施設や公園など様々な資源が構築されています。

今後は、各地区の特色とその相互利用、交流や連携によって伊達市として特徴のある地域の子育てや、子育て支援を形づくっていくことが大切です。

●主要な施策や取り組み●

！印＝重点施策

■伊達市５地域の連携を推進するために、地域間交流の機会づくりや地域間の調整を行います。

！ ■伊達市５地域にそれぞれ「(仮) 子育て支援地域協議会」を設置して子育て支援の機関、団体、サークルなどのネットワークや情報交流の場づくりを行っていきます。また年に１回は、５地域の各協議会から代表者が参加する全市版の協議会を開催します。(再掲)

第5章　目標事業量

第5章　目標事業量

1. 前期計画の目標事業量(特定14事業)について

特定14事業は、平成15年7月成立の改正児童福祉法によって、市町村が実施に努めることとされた「居宅において児童の養育を支援する事業」、「保育園等において保護者の児童の養育を支援する事業」、「保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」を具体化した事業で、前期の行動計画策定にあたって、国からその目標事業量について報告を要請されている14の事業を指します。

分　野	項　　目	事業の主な内容
定期的な保育等に関する事業	1.通常保育	保護者が働いていたり、病気などの理由で家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育園において保育を実施する
	2.延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するために通常の開所時間を超えて保育を行う
	3.夜間保育	保護者の就労形態の多様化に対応するために夜間の保育を行う
	4.トワイライトステイ	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等で一時的に預かる
	5.休日保育	保護者の就労形態の多様化に対応するために休日の保育を行う
	6.放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で放課後の家庭が常時留守になっている児童について、学童保育クラブでの保育を実施する
一時預かり保育等に関する事業	7.病後時保育（派遣型）	病後回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある者について、その家庭または保育士，看護師その他の者の居宅において適当な設備を整える等により保育を行う
	8.病後時保育（施設型）	病後回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある者について、保育園その他の施設、病院または診療所において適当な設備を整える等により保育を行う
	9.ショートステイ	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる
	10.一時保育事業	保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の場合に、保育園等で緊急的な保育を実施する
	11.特定保育事業	保護者のパートタイム就労などで保育が困難な就学前児童について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する
地域における子育て支援に関する事業	12.ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録できる組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等、育児についての相互援助を行う
	13.地域子育て支援センター事業	地域において、子育て不安に対する相談･指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う
	14.つどいの広場事業	地域の親子の居場所として、子育て中の親が、うちとけた雰囲気の中で気軽に集まり交流すると共に、子育ての不安の解消や情報交換ができるつどいの場の提供を行う

平成 17 年４月から旧５町がスタートさせた「次世代育成支援行動計画（前期計画）」では、平成 21 年の目標事業量を下表のように見込んでいました。（合併に伴い平成１９年３月に見直し）

事業名	単位	旧５町で設定した H21 目標事業量	H19 年3月に設定した H21 目標事業量	H21 年４月の 事業量（現状値）
1.通常保育事業	定員(人)	848	920	672
2 延長保育事業	定員(人)	380	450	209
	か所	8	9	8
3.夜間保育事業	定員(人)	0	0	0
	か所	0	0	0
4.子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	定員(人)	0	0	0
	か所	0	0	0
5.休日保育事業	定員(人)	48	60	12
	か所	2	2	1
6.放課後児童健全育成事業	定員(人)	394	670	640
	か所	10	13	11
7.乳幼児健康支援 一時預かり事業(派遣型)	定員(人)	0	0	0
8. 乳幼児健康支援 一時預かり事業(施設型)	定員(人)	4	8	0
	か所	1	2	0
9.子育て短期支援事業（ショートステイ）	定員(人)	0	0	0
	か所	0	0	0
10.一時保育事業	定員(人)	110	116	51
	か所	7	8	5
11.特定保育事業	定員(人)	0	20	0
	か所	0	2	0
12.ファミリーサポート センター事業	か所	2	1	0
13.地域子育て支援センター事業	か所	4	5	2
14.つどいの広場事業	か所	4	5	0

2. 現在の実績事業量（特定 12 事業）について

今回の後期計画策定にあたって、国から１２事業についてその目標事業量の報告を要請されています。平成 21 年 4 月現在、伊達市の現行事業量は、下表のようになっています。

事業名	単位	現状値	事業内容
1.通常保育事業	人	672	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育園で保育する。
2.特定保育事業	か所	0	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な３歳未満児に対して、週２～３日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。
3.延長保育事業	か所	8	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。
4.夜間保育事業	か所	0	夜間、家庭で保育できない場合、保育所で保育を行う。
5.トワイライトステイ事業	か所	0	就労等により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う。
6.休日保育事業	か所 人	1 12	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。
7.病児・病後児保育事業	か所 日数	0 0	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育所等において、病児・病後児保育を行う。
8.放課後児童健全育成事業	か所 人	11 640	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。
9.地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）	か所	2	次の４つの事業を行う。「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」「子育て等に関する相談・援助の実施」「地域の子育て関連情報の提供」「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」 《ひろば型》常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する。 《センター型》地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する。 《児童館型》民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する。
10.一時預かり事業	か所 日数	5 247	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。
11.ショートステイ事業	か所	0	保護者が病気による入院等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において短期間（最長２週間程度）児童を入所により預かる。
12.ファミリーサポートセンター事業	か所	0	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。

3. 伊達市目標事業量（特定 12 事業）について

本計画においては、平成２６年の目標年次における伊達市の目標事業量を、それぞれ下表のように設定します。

事業名	単位	目標値	事業内容
1.通常保育事業	人	７５８	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する。
2.特定保育事業	か所	1	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な３歳未満児に対して、週２〜３日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。
3.延長保育事業	か所	9	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。
4.夜間保育事業	か所	0	夜間、家庭で保育できない場合、保育所で保育を行う。
5.トワイライトステイ事業	か所	0	就労等により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う。
6.休日保育事業	か所	1	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。
	人	15	
7.病児・病後児保育事業	か所	1	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育所等において、病児・病後児保育を行う。
	日数	80	
8.放課後児童健全育成事業	か所	11	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。
	人	８５８	
9.地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）	か所	4	次の４つの事業を行う。「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」「子育て等に関する相談・援助の実施」「地域の子育て関連情報の提供」「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」 《ひろば型》常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する。 《センター型》地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する。 《児童館型》民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する。
10.一時預かり事業	か所	6	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。
	日数	247	
11.ショートステイ事業	か所	0	保護者が病気による入院等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において短期間（最長２週間程度）児童を入所により預かる。
12.ファミリーサポートセンター事業	か所	1	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。

4. その他、行動計画推進にあたっての目標事業について

■幼稚園の対象年齢の引き下げ及び預かり保育の充実
■子育てガイドブックの作成等による情報提供の充実
■子育て支援の機関、団体、サークル等の育成及びネットワークづくり

第６章　行動計画の推進に向けて

第6章 行動計画の推進に向けて

1. それぞれの役割

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、家庭、地域、企業などがそれぞれの立場から役割を果たし、互いに連携していくことが大切になります。

行政の役割

①市は、子どもや子育て家庭をとりまく保育園、幼稚園、学校、地域住民、企業などに向けて、子育てをサポートしていくための体制整備、啓発、参加促進、環境整備などを行い、本計画を推進していきます。

②子育て関連部署のみならず、庁内の様々な部署との連携を通じ、子育てしやすいまちづくりを目指します。

③保育と教育をはじめ、多岐にわたる「子育て支援」を総合的に推進するため、「子育て支援部」を平成１９年４月に設置しました。平成２２年４月からは「こども部」に名称を変更して、伊達市の子育ての支援や青少年育成の諸事業の企画調整を、このこども部が中心となって進めていきます。

④子育て支援活動を行う団体やサークルなどと連携し、子育て支援施策を推進していきます。

家庭の役割

①家庭の一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、父親が積極的に家事や子育てに関わり、男女が助け合う家庭を築けるようにしましょう。

②家庭内でコミュニケーションを持ち、子どもと関わる時間を意識してつくりましょう。

③子どもに基本的な生活習慣、食習慣、社会的なマナーを身につけさせましょう。

④学習の習慣、運動の習慣を身につけさせましょう。

⑤子どもの人権を尊重し、親子のふれあいに努め、子どもの個性や能力を伸ばす環境をつくるように努めましょう。

⑥子どもが、異なる世代の人と交流する機会や多くの生活体験、社会体験をもてる機会を増やしましょう。

⑦積極的に地域と関わりを持ちましょう。

地域の役割

①子どもや子育て家庭が孤立しないような地域社会を形成していきましょう。

②地域の子どもは地域の大人が見守り、育てる、という意識を持ち、地域社会全体で子育て支援に積極的に取り組んでいきましょう。

③子どもをとりまく環境の健全化に向けて、地域全体で取り組んでいきましょう。

④子育て家庭や学校、関係機関との連携を図り、地域でのボランティア活動、文化活動など、子どもたちに多様な体験とふれあいの場を提供しましょう。

⑤子どもの居場所としての地域資源を有効に活用できるよう、行政・各種施設・学校などとの連携を図りながら、地域の知恵を発揮できる体制をつくりましょう。

企業の役割

①子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう、労働時間の短縮、育児休業などの各種制度の充実や、子育てに関する理解を高めるよう努めましょう。

②出産・育児による退職後の再就職、再雇用の促進に努めましょう。

③地域での子育て支援活動への積極的な参加や地域貢献活動の実施を図りましょう。

2. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備と市民･関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、児童の保育や福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局にわたって総合的な取り組みが重要です。今後、関係機関との十分な連携のもとに事業・施策を進めてまいります。

(2) 計画についての広報･啓発の推進

計画について、広く市民の理解や協力を得るために、市の広報やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

(3) 計画の進行管理

年度ごとに事業の実施状況などをまとめ、市のホームページにおいて計画の推進状況の点検や評価を行いながら進めていくものとします。

資　　料

資　料

1. 伊達市総合福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第９条第３項に規定する障害者計画、障害者自立支援法第88条第１項に規定する障害福祉計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条に規定する行動計画及び健康増進法（平成14年法律第103号）第８条第２項に規定する健康増進計画（以下｢総合福祉計画｣という。）の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、伊達市総合福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げることとする。

（１）地域福祉計画の策定に関すること。

（２）障がい者計画、障がい福祉計画策定に関すること。

（３）次世代育成支援地域行動計画策定に関すること。

（４）健康増進計画策定に関すること。

（５）その他各計画の策定に関し、必要なこと。

（委員会）

第３条　委員会の委員は、４０人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）保健、医療、福祉関係者

（３）関係市民団体等の代表者

（４）公募による一般市民

（５）その他市長が必要と認める者。

２　委員の任期は、１年以内とする。

（分科会）

第４条　委員会に次の分科会を置く。

（１）障がい福祉分科会

（２）児童福祉分科会

（３）健康分科会

（委員長及び副委員長並びに分科会長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を各１名置き、分科会に分科会長を各１名置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　分科会長は、学識経験者を充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　分科会長は、分科会を総理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　分科会は、分科会長が招集し、座長となる。
３　委員会及び分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又は分科会長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第７条　委員長及び分科会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第８条　委員会及び分科会の庶務は、保健福祉部社会福祉課及び健康推進課において処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成18年７月10日から施行する。

2. 伊達市総合福祉計画策定児童分科会委員名簿（前期計画）

委　員　氏　名		団　体　名　　役　職
座　長	境野　健児	福島大学行政政策学類　教授
委　員	渡邊　和子	月舘方部地区民生委員協議会　主任児童委員
委　員	角田　俊雄	伊達市小中学校校長会　会長 （梁川小学校　校長）
委　員	眞田　美雪	子育てサークル（元気っこクラブ）
委　員	亀井　亜紀子	事業所（富士通アイソテック㈱）
委　員	田中　薫	伊達市青少年育成市民会議　副会長
委　員	海老原　三博	保原教会幼稚園　副園長
委　員	齋藤　厚子	霊山三育保育園　園長
委　員	齋藤　かつい	公募委員
委　員	須賀　加代子	公募委員
委　員	横田　紀子	公募委員

3. 伊達市次世代育成支援行動計画（前期計画）策定経過

■第１回児童福祉分科会

日　　時	平成 18 年 7 月 27 日（木）14:30～16:10
場　　所	伊達市役所本庁舎 1 階大会議室（シルクホール）
出席人数	9 名（欠席者 2 名）
審議内容	政策テーマ別意見交換①

■第２回児童福祉分科会

日　　時	平成 18 年 9 月 4 日（月）13:00～15:00
場　　所	伊達市役所本庁舎 1 階大会議室（シルクホール）
出席人数	11 名
審議内容	政策テーマ別意見交換②

■第３回児童福祉分科会

日　　時	平成 18 年 10 月 2 日（月）13:00～15:00
場　　所	伊達市役所本庁舎 2 階　委員会室 1
出席人数	10 名（欠席者 1 名）
審議内容	政策テーマ別意見交換③

■第４回児童福祉分科会

日　　時	平成 18 年 11 月 10 日（金）10:00～12:00
場　　所	伊達市役所本庁舎 2 階　特別会議室
出席人数	9 名（欠席者 2 名）
審議内容	政策テーマ別意見交換④

■第５回児童福祉分科会

日　　時	平成 18 年 12 月 14 日（木）9：00～12：00
場　　所	伊達市役所本庁舎 1 階大会議室（シルクホール）
出席人数	9 名（欠席者 2 名）
審議内容	計画素案検討（章ごとのチェック･意見）

■第６回児童福祉分科会

日　　時	平成 19 年 1 月 10 日（火）9:30～12:00
場　　所	伊達市役所本庁舎 2 階　特別会議室
出席人数	11 名
審議内容	計画素案検討（章ごとのチェック･意見まとめ）

4. 伊達市総合福祉計画策定児童分科会委員名簿（後期計画）

委　員　氏　名		団　体　名　　役　職
座　長	境野　健児	福島大学行政政策学類　教授
委　員	渡邊　和子	月舘方部地区民生委員協議会　主任児童委員
委　員	引地　有美	子育てサークル（元気っこクラブ代表）
委　員	亀井　亜紀子	事業所（富士通アイソテック㈱）
委　員	田中　薫	伊達市青少年育成市民会議　副会長
委　員	海老原　三博	保原シャローム学園　理事長
委　員	齋藤　厚子	霊山三育保育園　園長
委　員	齋藤　かつい	公募委員
委　員	村上　梨枝子	公募委員
委　員	横田　紀子	公募委員

5. 伊達市次世代育成支援計画（後期計画）策定経過

第１回児童福祉分科会	日　　時	平成２１年７月２３日（木）14:00～15:30
	場　　所	保原中央公民館２階　第２研修室
	出席人数	９名（欠席者１名）
	審議内容	後期行動計画策定の説明及びニーズ調査結果
第２回児童福祉分科会	日　　時	平成２１年８月１９日（水）15:00～16:45
	場　　所	保原中央公民館２階　第２和室
	出席人数	10名
	審議内容	・国への報告が義務付けられている 12 事業の目標値の設定 ・計画素案検討
第３回児童福祉分科会	日　　時	平成２１年10月２８日（水）14:00～15:30
	場　　所	保原中央公民館２階　第２和室
	出席人数	10名
	審議内容	計画素案検討
第４回児童福祉分科会	日　　時	平成２２年２月18日（木）14:00～15:45
	場　　所	伊達総合支所２階　会議室
	出席人数	７名（欠席者３名）
	審議内容	・パブリックコメントの結果 ・後期行動計画の策定

6．次世代育成支援対策推進法

公布：平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号
施行：平成 15 年 7 月 16 日
（附則第 1 条ただし書前段：平成 15 年 8 月 22 日，同後段：平成 17 年 4 月 1 日）

第 1 章　総則

（目的）
第 1 条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）
第 2 条　この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）
第 3 条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第 4 条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）
第 5 条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）
第 6 条　国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章　行動計画

第1節　行動計画策定指針

第7条　主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

（2）次世代育成支援対策の内容に関する事項

（3）次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

（4）その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5　主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節　市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第8条　市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2　市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

（2）実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5　市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6　市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7　市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第 9 条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2　都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

（2）実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

（3）次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5　都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6　都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7　都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第 10 条　都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2　主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する国の援助）

第 11 条　国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2　国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第 12 条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　計画期間

（2）　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

（3）　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 以下のもの（第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5　前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6　第 1 項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第 3 項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第 12 条の 2　前条第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2　前条第 4 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3　前条第 6 項の規定は、同条第 1 項に規定する一般事業主が第 1 項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第 13 条　厚生労働大臣は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第 14 条　条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品

又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第 15 条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第 16 条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第碁 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事

する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条　公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条　国は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第４節　特定事業主行動計画

第 19 条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　計画期間

（2）　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

（3）　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第５節　次世代育成支援対策推進センター

第 20 条　厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2　次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3　厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したとき

は、第 1 項の指定を取り消すことができる。

5　次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　第 1 項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 3 章　次世代育成支援対策地域協議会

第 21 条　地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　前 2 項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第 4 章　雑則

（主務大臣）

第 22 条　第 7 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2　第 9 条第 5 項及び第 10 条第 2 項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3　第 7 条第 2 項第 3 号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第 23 条　第 12 条から第 16 条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第 5 章　罰則

第 24 条　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第25条　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)　第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2)　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

(3)　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 26 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

（1）　第 14 条第 2 項の規定に違反した者

（2）　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（3）　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（4）　第 20 条第 5 項の規定に違反した者

第 27 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条　この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2　次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（検討）

第 3 条　政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

伊達市次世代育成支援行動計画

前期計画　　　　平成 19 年 3 月
後期計画　　　　平成 22 年 3 月

編集/発行　伊　達　市
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
電話　024-575-1111　ＦＡＸ　024-575-2570

担当：子育て支援部こども育成課
〒960-0792　福島県伊達市梁川町青葉町 1 番地
電話　024-577-3141　ＦＡＸ　024-577-3286